

午前10時01分 開会

○議長（永井 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第6号により行います。

日程第1により、6日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○24番（泉 武弘君） 長幸建設の指名外し問題というものは、県民的な関心と呼んでいます。また反面、この長幸建設自身にとってみますと、まさに死活問題、このようにも言えると思っています。この関心の内容ですけれども、市民・県民の皆さんは、5月に行われた市長選挙の報復による指名外しではないかという一つの関心、さらには市長自身が業者の選定が自由になる権利を持っているのかどうかというもう一つの関心。さらには、浜田市長は選挙の立候補に当たって「市民の目線に沿った政治運営をしたい」、このように言った浜田市長が、このような業者選別をやっているのかという関心。さらには、私も市議会に対する関心は、かつて別府市議会百条調査委員会というものを何度となくつくっているいろいろな調査をしてきました。今回の長幸建設の指名外し問題について、この議会がどのような動きをして、どのような結論を見出すのかということに対する関心。そして最後に、不利益を受けています長幸建設株式会社がどのような対応をするのか、こういうことに今県民の関心が移っています。このことについて私が今さら「そうですね」という必要もないほど報道でも取り上げられておりますので、十分執行部においてはわかりいただけているところだと思います。

きょうは、この長幸建設の指名外し問題について本格的に議論をしてみたい。なぜこうなったのか、なぜこういうことが行われたのか、本格的な議論をきょうは挑んでみたいと思っています。

質問に入る前にお願いをいたしておきますが、わずか1時間という限られた時間での質問でございますので、執行部の答弁は、私がお聞きしたことのみ答弁を願いたい。そして、そのような議会の進行を議長にも最初をお願いをいたしておきたい。このことを確認してから、質問に入らせていただきます。

まず、長幸建設という会社はどういう会社か。この長幸建設という会社は、土木、建築、舗装、いずれも建設業法に基づく資格を得、ランクづけではAランクをすべてにおいて持っている唯一の別府市内の会社でございます。別府でAランクに指定されておりますのは、土木では5社、舗装では4社、建築では8社、合わせて16社ですけれども、先ほど言及しましたように、長幸建設は建築、土木、舗装のいずれもAランクに位置している会社であるということ、まず確認をさせていただきたい、このように思います。

さて、発注実態。長幸建設に対して指名外しがあったのかどうかということ、まず最初にお尋ねを申し上げなければなりません。17年度のA級、先ほど言いました15社の土木、建築、舗装の17年度の工事発注件数と、長幸建設に対する指名件数は何件あったのか、まずこれから、きょうは御答弁をお願いします。

○契約検査課長（藤内宣幸君） お答えいたします。

17年度の議員さん御指摘の株式会社につきましては、土木Aの17年度の発注件数でございますけれども、登録業者は5社でございます。発注件数は6件、うち指名回数は5回でございます。次に舗装Aでございますけれども、17年度は登録業者は4社でございます。発注件数は10回でございます。うち指名回数は10回となっております。次に建築Aでございますけれども、17年度は登録業者は8社でございます。発注件数は3件でございます。うち指名回数は、2回という状況となっております。

○24番（泉 武弘君） 17年度においては土木発注件数6件のうちに指名が5回、舗装は発注件数10件の中に10件とも指名を受けています。建築は発注件数3件の中で、

指名を2回受けています。問題になっております、この18年度の当該業者に対する指名件数を報告してください。

○契約検査課長（藤内宣幸君） お答えいたします。

18年度の発注等の件数でございますけれども、まず土木Aにつきましては、発注件数は5回、うち指名回数はゼロ回となっております。次に舗装Aでございますけれども、発注件数は3回、指名回数はゼロ回となっております。次に建築Aでございますけれども、発注件数は3回、指名回数は2回でございます。なお、この18年度につきましては、8月21日現在でございます。

○24番（泉 武弘君） 指名外しがあったのかどうか。今の発注件数から明確になってきたことは、指名外しを行ったということです。

もう一度確認のために読み上げますと、17年度の土木の発注件数6件のうちに5回が指名を受けている。18年度の発注件数5回のうちに指名はゼロ。舗装工事については、17年度に発注件数10件のうちに当該業者は10回とも指名を受けています。18年度発注件数3件の中で、指名はゼロです。建築は、17年度発注件数3件のうちに指名を2回受けています。18年度発注件数3件の中に、指名回数2回でございます。ただ、この2回のうちの内容を見ますと、ジョイントベンチャーという形で別府市内建築業者二つに分けて発注した工事があります。したがって、この8社のうちを二つに分けますと、自動的に8社が入る。これはあえて指名をしたのではなく、指名をしなければ業者数が足りなかった、このようにも考えられると思います。

さて、このような中で現在まで工事の消化率、きょうまで公共工事のAランクに対する消化率、執行率を今度は見えていきます。土木課長、下水道課長、もし間違いであったら御訂正を願いたいと思います。

もうすでに土木工事では予算執行率52%、これから先Aランクに位置づけされております土木・舗装工事として4件、2,500万円のみが予算として現在残っています。下水道執行率は45%、残っておりますAランクの業者の対象件数は2件、金額にして1億700万円。このようになっていきますので、長幸建設自身がきょうまで指名を外されて、これから先受注できるという機会は極めて少ない。このことが工事発注の執行率、並びに残存工事率から見ると、そのように推測せざるを得ません。

さて、建設業法に基づいて登録をされ資格を得ている業者が、指名を受けられない場合の要件というものはどういうのがあるか、御説明を願いたいと思います。

○契約検査課長（藤内宣幸君） お答えいたします。

議員さんの御質問でございますけれども、別府市が発注する工事請負契約に係る指名基準の運用基準というのがございまして、その中に指名をしないという場合がうたわれております。その指名をしない場合の基準でございますけれども、まず不誠実な行為の有無、次に経営状況、次に工事成績、次に安全管理の状況、次に労働福祉の状況等が記載されております。

○24番（泉 武弘君） 簡潔に御答弁を願いたいと思いますが、今説明をされました指名を受けられない要件、これに長幸建設株式会社は該当するのかどうか御答弁ください。

○契約検査課長（藤内宣幸君） お答えいたします。

指名委員会等、そういう手続きの中で指名業者を決定しておりますので、新聞報道等でもございましたのですけれども、総合的な判断のもとに指名を決定いたしております。

○24番（泉 武弘君） 私がお尋ね申し上げているのは、指名に入れたことをあなたは今、総合的な判断によって指名に入れた、こう言われた。私が今お尋ね申し上げたのは、指名に入れない要件を最初に契約検査課長にお尋ねしました。そして、その今言われた指名に入らない要件に、長幸建設株式会社は該当するのかどうかということをお尋ね申

し上げた。回答ください。

○総務部長（友永哲男君） お答えをいたします。

同じ繰り返しになるかと思いますが、こういう指名に関しましては、別府市の建設工事競争入札参画資格審査委員会の中で総合的に判断されたものというふうに私どもは考えております。

○24番（泉 武弘君） 部長ね、後ほど詳しく掘り下げた議論をしますけれども、そういうことでは当該業者は納得しないと思いますよ。なぜかといいますと、指名に入らない場合は、その入らないことの理由を聞く権利を業者は持っているわけです、法的に。この問題は後刻しっかり議論をさせていただきたいと思いますけれども、これはどういうことでしょうか。同じような指名基準で工事入札を行っています大分県土木事務所の18年度のAランク建築、土木、舗装に関する長幸建設への発注状況がわかれば説明をしてください。

○契約検査課長（藤内宣幸君） お答えいたします。

大分県の指名の実績ということでの質問でございますけれども、資料によりますと、18年度分は8月17日現在でございますけれども、土木Aにつきましては指名回数は1回、舗装Aにつきましては、資料の関係で重複したところございましたので、指名回数は8回、建築Aにつきましては指名回数が2回となっております。

○24番（泉 武弘君） 8月17日までの大分県土木事務所が、Aランクに対する舗装、土木、建築の発注をつぶさに調査いたしました。12件あります。この12件、いずれも長幸建設は大分県では指名をされています。

具体的にお尋ね申し上げますけれども、指名基準は大分県と別府市ではどのような違いがあるのか、具体的に説明をしてください。

○契約検査課長（藤内宣幸君） お答えいたします。

大分県も、別府市と同様な指名基準でございます。

○24番（泉 武弘君） 確認をさせてください。17年度の別府市の公共事業の工事の中で、Aランクと土木、舗装、建築と、18年度と同じ業種の工事発注の長幸建設に対する工事発注は、明らかに大きな差がある。これは、もう私が確認をする必要もありません。しかし一方、税金で発生する公共工事の仕事で発注している別府土木事務所は、長幸建設に対して同じように12件中12件指名をしている。このことは藤内課長、いいですね、契約検査課長。ここは確認できますね。

では、お尋ね申し上げますけれども、同じ指名基準で同じ税金で公共工事が発生する大分県と別府市で同一業者に対する発注が、こんなにもどうして違うのですか。説明してください。

○契約検査課長（藤内宣幸君） お答えいたします。

県と別府市の相違という御質問でございますけれども、県は当然他の地方公共団体でございますので、県の事情はわかりかねますけれども、県は県としての判断の結果、この差異が生じたものと考えております。

○24番（泉 武弘君） このことを結論づけるならば、それは工事の発注者が何らかの目的や意図、こういうものを持って明らかに長幸建設株式会社を指名から外した。発注実績から見ると、そうなのです。くしくも、先ほど総務部長が答弁をされました。総合的な判断に基づいて別府市は公共工事の発注を行った、このように言われました。部長、きょうは本格的論議ということを最初に申し上げました。長幸建設から自分の会社が指名に入らなかった理由を教えてください、なぜ私の会社は指名に入らなかったのですか。税金も納めてますよ。不正行為もやっていませんよという、情報の開示を求める文書が出ましたね。この情報開示に対する皆さん方からの回答は、次のようだったというふうに理解をし

ていいですか。

「貴社に対するものは、総合的な判断によって業者指名をしたものである」という回答であったというふうに理解していいですか。

○総務部長（友永哲男君） お答えをいたします。

業者さんの方から質問があったのは、8月21日に確かにごさいました。そういう中で私どもは確かに「総合的な判断」という言葉で御返事を申し上げました。その意図といたしましては、指名委員会というものが秘密会であり、秘密を守る守秘義務がございます。そういう中で私どもは「総合的な判断」という言葉で表現をさせていただいたということでございます。

○24番（泉 武弘君） 回答されたことが、業者の「なぜ」、「なぜ、私だけが指名から外されたのか」ということに何ら答えてないということは、回答した皆さんの方がよくわかりだと思います。

そこで、さらに掘り下げます。公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律、この法律に基づいて公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、これは公共工事を発注する際のガイドラインにしなさいということで、別府市にもこの文書が来ているはずですよ。

次のようなくだりがあります。部長、聞いていてください。いいですか。「指名競争入札において、指名されなかった者が公表された指名理由などを踏まえ――いいですか――指名されなかった理由の説明を求めた場合には、その理由を適切に説明するとともに、その者が指名されることが適切であるとの申し出をした場合においては、当該申し出の内容を検討し回答することとする」。これはいわゆる公適法、公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律、「公適法」というふうに呼んでいますけれども、これでも明確に「指名をされなかった者がその理由を発注者側に求めた場合には、その理由を説明しなければならぬ」、こうなっています。

部長、課長、どっちにしても資料は持ち合わせないのでしょうか。こっちの私の方、質問の方を聞いておいてください。

土木事務所はどうしているかというのを、調査させていただきました。土木事務所は、指名に入れないうちに土木事務所へ呼んで、今回の工事はこうこうこういう理由で指名にはおたくは入れませんという理由を説明しています。別府市は指名に入れなかった業者がなぜ入れなかったのか、指名に入れなかった理由を説明してくださいということに対して回答は「総合的な判断に基づいて指名に入れなかった」。これはガイドラインから見ると、明らかに反することではないですか。明確に御答弁ください。

○契約検査課長（藤内宣幸君） お答えいたします。

議員さん御指摘のガイドラインにつきましては、公共工事の入札及び契約を適切に図るための措置に関する指針ということでガイドラインがございます。その中には議員さんがおっしゃっていたとおり、苦情者に対する説明責任がうたわれております。そのことについては私どもも認識はしております。18年3月31日現在ですけれども、県については公表はされておりますけれども、県下3月31日現在21市町村でございましたけれども、21市町村のうち公表している市町村は今のところございません。

○24番（泉 武弘君） 答弁として成り立っていない。他市が公表するから、何市が公表しているから、しないからということではないのです。これは公表に対する公適法の指針なのですね、こういうふうにしなさいということなのです。それに対して答えてない。答えてないのではなくて、答えられない。意図的なものをもって、恣意に基づいて特定の業者を指名から外した。その理由を開示できないから、今みたいな答弁になる。

では、このことがほかの県・市町村ではどう争われているかということについて、説明

をさせていただきたいと思います。

ここに、徳島県の神山町の裁判の実例が出ています。そして、もうすでに皆さんはお持ちだと思うのですが、市長、これが判決文、この判決文。この訴訟は若干別府市とは違いますけれども、選挙で相手候補を応援した。そして、相手候補を応援した3社が指名に入らなくなった。これは市長の裁量権を越えた行為なのだ。選挙を応援することと指名に参加する権利とは別問題だ。だから、指名に入らなかった間の損害を賠償してくださいということで裁判を打った。それで裁判の結果、町が負けたのです。1,080万円、5,721万円の損害賠償に対して徳島地裁は1,080万円を建設会社3社に支払う判決をいたしました。この中で、大変興味深い記述があるのです。「徳島地裁は、建設会社3社の主張を認め、町長に認められた裁量権の行使を逸脱・乱用した違法な公権力の行使であると判断し、判決は確定した」、こうなる。

さらにこれは附則がついていまして、「石井支局」というホームページを見てみました。「争点は、3社を指名から外したことが、町長の裁量権の乱用に当たるかどうかだった」。イニシャルで町長の名前を言います。「T町長は、『信用度などを総合的に判断して指名から外した』と反論していた」。今、総務部長、契約検査課長が「総合的に」という言葉を使った。これに対して、「しかし、地方裁判所は原告、訴えた側の格付は1998年当時A級で、過去の工事で重大な過失もなかった。95年、99年の選挙直後から指名外しが始まった、などから、町長選で町長を支持しなかったことと密接に関連していると推認。『裁量権を逸脱、乱用した』として、裁判では認定している。この判決は、ほかの自治体にも波紋を広げ、10月には美馬町、阿波両町と木屋平村の建設業者が、町村に指名外しの損害賠償を求める訴訟を徳島地裁に相次ぎ起こした」、「判決は、首長の公私混同を指摘し、納税者が納得できる透明性、公正さを確保した入札制度の整備の必要性を示している」。これは私どもとしても、同じようなことが言えると思います。

では、もう少し掘り下げていきたいと思います。

回答書、長幸建設株式会社に対する回答書は、適正化法の指針、いわゆるガイドラインそのものから見て回答の体をなしてない。的確性を欠いている。このことは1点申し上げておきます。こういう中から、業者が納税をし資格を得、競争入札参加の資格を持ちながら公平に指名を得られないこのことはゆがんだ行政の実態そのものであるということ指摘せざるを得ません。

では、長幸建設の工事実績、施工能力、経営状況などで私どもが知らない、もしかして指名を受けられない要因があるのではないかとさえ危惧されます。なぜならば、同一資格を持っている人にこんなにもあからさまに、いびつに差を生じる発注をするということは、私には理解できません。そういう工事実績、施工能力、経営状況に対して入札に参加できないような問題が、当該業者にあったのかどうか御説明をお願いします。

○契約検査課長（藤内宣幸君） お答えいたします。

工事実績、施工能力、経営状況などで指名に入れなかったのかということございますけれども、行政上の通知等はいたしておりません。

○24番（泉 武弘君） 課長、そうではないでしょう。問題がなかったから、この問題を議会で取り上げられるようになってから指名に入れたのでしょうか。ということは、過去に長幸建設はそういう欠格状況に値するような問題が存在しなかったということになる。それをあえて行政は何らかの理由をつけて、しかもその理由の開示を求めた業者に明確な答えもなく今日まで推移している。これが今回の実態なのです。

市長ね、一番問題になるのは裁量権ということなのですね、裁量権。行政の長の裁量権というものは、工事発注に対してはある程度認められています。このことを否定する気持ちはありません。では、その裁量権の範囲ですね。市長自身がどこまで自分の思いのお

りにできるのかという裁量ですね。このことが認められておるか、このことをお聞きしたいと思います。

○ 総務部長（友永哲男君） お答えをいたします。

地方自治法の234条の6に確かに競争入札における指名の方法に関しては必要な事項が定められ、市長の裁量権ということで、また167条の12の施行令の中にもうたわれておるのが現実でございます。そういう中で設計契約の3,000万円以上につきましては、指名委員会で決定され、また決裁を仰ぐようになっております。そういうことで御理解願いたいと思います。

○ 24番（泉 武弘君） 部長、僕は池田先生みたいに国語の教師ではありませんから、聞き方がまずいのかもかもしれません。私がお尋ねしているのは、長の裁量権の及ぶ範囲というのはどこまでを行政は考えているのか、これを明確に答弁してください。そうしないと質疑が前にいきませんから、部長、もう一度答弁をしてくれませんか。

○ 総務部長（友永哲男君） 先ほどもお答えしましたけれども、地方自治法また施行令の中で市長の裁量権というのがうたわれているわけでございます。そういうことで法律に基づいて私の方は裁量権という範囲を考えているところでございます。

○ 24番（泉 武弘君） 基づいて考えている範囲を、具体的に説明してください。そうしないと、徳島の今例を言いましたね、裁量権の乱用ということを私は申し上げました。裁量権がどこまで及ぶのかということが定かにならないと、議論が前に進まない。具体的に説明してください。

○ 総務部長（友永哲男君） 何度も同じ答えて大変申しわけないのですが、要するに法律に基づきまして参加資格を有するものの中から、当該工事に指名をする業者を選定するようになっております。いかなる業者を指名するかということは、地方公共団体の長の裁量に任せて、その裁量権の範囲というものは広範なものにわたっているというふうに法律上位置づけられているところでございます。

○ 24番（泉 武弘君） 裁量権は、広範にわたっていません。そこは基本的に、誤りを正しておきたいと思います。

この指名に関する基準の範囲というのは、こうなっているのですね。競争入札に参加するものを指名しようとするときは、有資格者名簿に記載されたものの中から、次に掲げる事項に留意して指名するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏しないようにしなければならない。この中に8項目にわたっています。不誠実な行為のもの、経営状況、工事実績、当該工事に対する地理的条件、手持ち工事の状況、当該工事施工についての技術的適性、安全管理の状況、労働福祉の状況。これで見えていきますと、部長、裁量権が及ぶであると思うところは、4番の、その工事がどの地域で発生したのか、そしてその地域にはどういう業者がいるのか、これが当該工事に対する地理的条件、これが一つの裁量になると思います。それから、もう一つは手持ち工事ですね。受注業者が現在手持ち工事がいっぱい飽和状態であるというのも、これは裁量に値すると思います。それから、もう一つは当該工事施工についての技術的適性。これは港湾整備などで特殊技術を要するものについては適性があります。例えば治水工業を持っていたパテントのテトラポット、こういうものについては治水工業がその施工をする方が、単価的にも技術的にも工事をしやすい、こういう技術的な適性。これ以外の裁量は、裁量権の逸脱です。これについて国土交通省総合政策局の建設協会に問い合わせましたら、こう言っています。「入札指名の裁量権は発注者にあるが、透明性を保つことが最重要。なぜ指名業者が絞られたのか、明確な理由や基準を公表する必要がある」、こう言っているのですね。別府市が今行っていることは、国土交通省の政策局、さらには公適法から見て、私は明らかに違背した行政運営をしている、こう断ぜざるを得ません。

お尋ね申し上げます。長幸建設に対する指名は、問題がなかったというふうにも今でもお考えでしょうか。

○総務部長（友永哲男君） お答えをいたします。

私どもといたしましては、先ほどから申し上げております総合判断というもとに、私の方はそういうふうには指名をさせていただいたということでございます。

○24番（泉 武弘君） 大変残念ですね。極めて残念としか、言いようがありません。これは議場にいらっしゃる議員の皆さんも、モニターを通じてごらんになっていただいている市の職員も、また傍聴にお見えになっている方も、明らかに今回の長幸建設に対する指名外しは、何らかの目的、恣意に基づいたものというのは、だれが考えてもわかる。それを「総合的判断」という言葉で糊塗していこうとしている姿勢そのものは、絶対に許せない行為だと私は思います。

そこで、何点かを確認した上で、私の考えを申し上げさせていただきたいと思っております。

17年度と18年度の別府市の工事発注は、数字的に見て明らかに意図的な指名外しがある。それも悪らつである、このことを申し上げておきます。そして、総合的な判断に基づいて指名を行った。それはみずからの過ちを糊塗している、全く言い逃れにすぎません。このようなことから見て、私は許されるべきでは絶対ないと思っています。この指名問題については、私は絶対に許さない、また許してはいけない、こういう強い憤りと、またこの問題に厳しい怒りを禁じ得ません。このことはどんな犠牲を払ってでも正していきたい、こういう思いでいっぱいです。先ほどから答弁をいただきましたけれども、まさに独善的な、みずからの正しさを力説しているかのように見えますけれども、私から見るとまさにこっけい千万。非常に恥ずかしい答弁です。

さて、今回のこの指名外し問題で市長、助役のコメントが、私は大変実は気になるのですね。助役が指名外しの問題で新聞社の質問に答えています。大塚委員長は、「指名から外した会社は、建設業界や市議会筋などからの不平不満もあり、過去の契約状況などを総合的に検討した。作為はない」。建設業界や議会筋の不満というものを、具体的に教えてくれませんか。

○助役（大塚利男君） このことにつきましては、私も説明が十分でなかったため、大変御迷惑をおかけしております。私の説明の真意につきましては、市内業者で施工可能な工事につきましては市内業者を指名、そういった建設業界からの要望や、また議会の方からも、過去の議会において市内業者育成の観点から市内業者の指名を、そういう御指摘・御要望がございましたので、こういった旨の説明を申し上げたところでございますが、私の説明が十分でなかったため、大変申しわけなく思っております。おわびを申し上げます。

○24番（泉 武弘君） これは新聞報道だけではないのですね。報道関係者のホームページをインターネットで開けて見ますと、あなたの答弁はやはり、「議会筋からの不満、建設業界からの不満」というふうにもみんな出ている。それを今、あたかも私の考え違いでというふうに言われましたけれども、私はそれは違うと思います。あなたは、そのとおりに言われたのだ。その当時はそのように思っていた。ところが、「議会筋」とか「建設業界の不満」ということを言ったら、必ず議会でその真偽をただされる。だから変更したのだと私は理解をしています。

市長ね、あなたに今度はお尋ねしたいのですね。あなたは資格審査委員会の委員長がコメントして、「総合的な判断で指名を外した」。これに対して、こうコメントしているのですね。「総合的な判断をしたことについては、そうせざるを得なかった部分がある。それは間違いとは思わないと思いましたが」。その次に、「この3年間、私は公平にやってきたのに、私が気に食わなかったでしょう、などと述べました」と、こうあるのですが、そのとおりあなたが述べたのか述べないのか。また、さらにこの質問に入っていきますか

ら、述べたのか述べないのかだけ答弁してください。

○市長（浜田 博君） 正確ではありませんが、そのようなニュアンスのことは言ったと思います。

○24番（泉 武弘君） これはお聞きにくいのですが、7月31日が8月28日の報道関係者とのコーヒブ레이크というのでしょうか、記者会見というのでしょうか、懇談会というのでしょうか、余りよくわかりませんが、記者から、「なぜ長幸建設を指名から外すのですか」という質問に、市長はどのように答えたのではないのでしょうか。「長幸さんは、選挙で私の命をとりに来たのですよ」、こう言ったのではないですか、正確には。

○企画部長（亀山 勇君） お答えをいたします。

ただいまの御質問について、定例記者会見、「コーヒブ레이크」というお話でございますが、この定例記者会見では、この実施要領をつくってございまして、これは市政記者と市長とのコミュニケーションを図り、お互いの信頼関係を築き、市政の円滑なる運営を図る等が実施要領となっております。

ただいまの発言内容につきましては、私どもも当然同席をしておりましたので、その意図といたしましては、確かに今、市長さんが言われたような形のニュアンスがあったかもわかりませんが、私としては政治生命を、いわばそういった形の考えの中での発言だというふうに考えております。

○24番（泉 武弘君） 部長ね、あなたが市長にいつ就任したのか知りませんが、この部分は大変重要な部分なのです。市長、記憶になれば記憶にないということで、また記者クラブにお行きになってください。それで、記者クラブの皆さんが記事にしたものがありますから、それをあなたが見てください。見させてもらってください。出すかわかりません。ただ私が一回、一番びっくりしたのは、あなたが、「私が気に食わないのでしょうか」とか言ったというふうにここに、ホームページからコピーしてある。さらには「私の命をとりに来たのですよ」というようなことを言われたというのです。このことが根底にあれば、その報復だったのだというふうに考えるのです。そういう、あなたは質問に対する答えはしたのですか、しないのですか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

真意は、皆さん方御承知のように選挙戦の厳しさの中でそのように表現したわけでございます。「命」という言葉は、私は「政治生命」という、その「政治生命」。私が負けていたら政治生命が終わるわけですから、そういう意味での「命」という言葉を使ったかもわかりません。そういう真意でございます。

○24番（泉 武弘君） さてさて、この問題は、もう指名外しについては外したという、これははっきりしたわけです。そして今の助役の会見、市長のコメント、これから見て、あなた方がどう思うかは別にして、泉武弘は、これは選挙の報復であった、こういうふうに断ぜざるを得ません。

そして、もう一つの問題はどういうことか。それは選挙の公平性を損ねるということ。5月に行われた選挙でその対抗馬の父親が経営する会社が指名から外された。次に半年後にまた選挙があります。市長が立候補するかどうか私はわかりませんが、立候補したときに、浜田市長と対抗しようとしたら報復を受けるのではないかと、浜田市長と対立軸で候補者を応援したら、また差別を受けるのではないかと、こういう選挙に対する公平性に有権者が危機感を持っているということなのです。

私は、指名問題もさることながら、今回の報復とも言えるこのやり方は、やはり選挙の公平性を大きく損ねる、そして損ねる原因をつくった、それが公権力の長である市長自身だということ、大変遺憾に思っています。

さて、残り時間もだんだん少なくなってきました。7億6,000万の損害賠償が、日

田市での場外車券問題で今裁判を起こされ審議が進んでいます。このときにも、私はこの議場で執行部の判断ミス、能力のなさ、このことを厳しく指摘をしました。公権力に、このような受注業者が対抗するために理由を聞いても理由を教えない。これに対抗するには、法的な判断を求める以外にないのです、市長。そしてそこまでこの業者が法的な措置を講ずるならば、そこに追い込んでいったのは、あなたたちなのです。そこまでせざるを得ない、そういう状況をつくり出した。それが、今そこに座っている皆さんなのです。

「総合的な判断で業者指名を行っています」、こういうふうに簡単に答弁をされましたけれども、そんな簡単なものではないのです。当該業者は、別府市の工事にも入れないではないかという風評被害を受けている。下請に対して、第三者が長幸の下請に入っていたら工事がもらえないぞという、働きかけをしているやにも聞いています。こういうことがずうっと加速していつている。そうやってきますと、業者が当然とり得る方法は、法的に公権力に対抗する。その対抗措置をとられたときの原因は、皆さんが誤った行政運営で訴訟を惹起した、このことだけ申し上げて、次の質問に入ります。

さて、簡単に観光経済部にお尋ねをしますけれども、入っていますかね。観光経済部、入ってください。

いよいよ株式会社イズミが、来月には着工というふうにお聞きしています。そうしますと、もう月半分ぐらいしかないのですね、来月のどの時期かわかりませんが。市長が、歩道橋はエレベーターやエスカレーターをつけるのですよということを、さきの選挙でも言われました。そしてこの議場でも、そういう説明をされました。この歩道橋、本当にできるのですか。できるのでしょうかね。今どこまで進んでいるのですか、教えてください。

○商工課長（古庄 剛君） お答えいたします。

歩道橋の設置につきましては、立地協定の中にも盛り込まれておりますので、ただいま関係機関と協議を行っておりますが、今後、イズミから具体的な計画が提出された時点で市として対処してまいりたいと考えております。

○24番（泉 武弘君） 10月着工、来年11月オープンですね。国土交通省に行かせていただきました。自分の言葉で問いかけ、自分の耳でお聞きしたいと思って行ってきました。この歩道橋新設についてどういう条件だったら許可になるのですか、どういう条件の場合に許可にならないのですかということもお聞きしてきました。その中で国土交通省が言っておりましたのは――断定ではありませんよ、「断定はしないでください」と私は言われましたから断定はしません――こう言いました。「株式会社イズミが実施主体になって申請をした場合には、まず不可能に近いです」、「では、どういう方法があるのですか」とお聞きしました。「それは、事業主体が別府市か第三セクター」というふうに言われました。「場所はどうか」、「現在の位置では無理です」と、これはもうはっきり言われました。「どのくらいの協議をやっているのですか」とお聞きしましたら、「もう6カ月ぐらいこの問題は何ら問い合わせもありません」。来月着工なのに、歩道橋がこんなことで間に合うのだろうかと思っているのですね。

非常に危惧する点として申し上げておきます。別府市が申請をして管理運営、歩道認定をすることになると、ここの関係がどうなるかということです。北浜交差点で平成13年から18年までの人身事故を見ますと36件、死亡が2人、タワーの前は人身事故37件、死亡6件、北浜公園の前14件、死亡事故1件。行政として当然これらに対応しなければいけないのに、一量販店のために別府市が行政事務かのように取り組んでいくというのはいかかなものだろうか。量販店というのは、市長ね、あなたが向こうの会長か社長か知りませんが、いろいろ話をされている中で、それはリップサービスもあったと思いますよ。しかし、現実立地協定、賃貸借契約をするときに問題になるのは、本当にそれができるかどうかです。

それでは、具体的にお尋ねしますよ。10月着工、地元業者は何社どのように入れるのか、今までどう決まっているのか答弁してください。

○商工課長（古庄 剛君） お答えさせていただきます。

御指摘の地元の建設業者の参入につきましては、この立地協定が決まった時点で市の方からも申し入れております。このゆめタウン別府店の建設につきましては、具体的な施工業者が決まっております。現在、下請等の業者について地元業者の参画について、そのことにつきまして施工業者の方に計画書といいますが、その計画を提出してほしいということをお願いしているところでございます。現在、施工業者の方が、地元の業者の参画につきまして最終的な調整を図っているのではないかと考えております。

○24番（泉 武弘君） 課長、そういう回りくどい答弁は要らんの。10月着工でしょう。ゼネコンが清水建設、今決まってないのでしょうか、下請。別府市内の業者、参入できるということはもう確定しているのですか。しているのかしてないのか、それだけでいいのです。

○観光経済部長（阿南俊晴君） お答えいたします。

地元業者につきましては、今議会終了後、直ちにイズミの方と地元の採用について協議の申し入れをしたいというふうに考えております。

○24番（泉 武弘君） 今、部長の答弁のように、決まってないということなのだ。美術館、シネマコンプレックス、これらについても立地協定は、「そのようにする」という書き方をしています。「する」ということは、しなくてもいいということなのです。法律では「せねばならない」。「せねばならない」という次には、いつまでにどのような形でせねばならないかというのが出てくるのですね。立地協定を見まして、これは公務員が考えることだな（笑声）、こんなことから実現ができないのだな、こう厳しく指摘をせざるを得ません。

部長、まず今から問題になることを言いますよ。1,000人雇用というのがありますね、1,000人雇用。これは別府市が、各商工会議所に調査依頼をしましたね。そして雇用状態が生まれたかという中で一番多かったのは、雇用の流動。現在の既存店で働いている人が新しい店に移る雇用の流動、労働力の流動、これが一つ。だから新規に雇用というものよりも労働力の流動、こういう現象がある。それで私が一番心配しているのは、イズミが1990年から56店舗出ているのですね、そして十七、八店舗閉鎖・閉店・退店している。別府市で退店しない、閉店しないという担保は何もないのです。そのときに、あの建物はどうするのですか。だれの経費で、どうするのですか。ここらの問題も今から契約書を交わしますから、十分市民側に立って担保できるようにしてください。産山村、卑弥呼の里、細川隆元さんが宣伝しました。たしか今も、村有地に建物だけが建っています。これは地上物件として対抗できない。そういうふうにならないように。

そして市長、私はきょうあなたが本当、謝罪するのではないかという期待をしていました。大変残念です。こうなると業者があとどう判断するか、こういうことだと思っています。大変残念な答弁でした。このことを申し上げておきます。

○26番（原 克実君） 白熱した論戦の後ですが、私は私なりに将来に向かっての希望的な、建設的な意見から述べさせていただきたいと思えます。

浜田市長が就任をいたしまして、4年目を迎えました。その別府市が取り組むべき大きな政治課題、これは私は一つには財政再建、これが一つの大きな目標だと思います。それからもう一つが、観光の再生ということだと私は感じ取っております。それを受けまして、別府市は別府観光推進戦略会議を立ち上げております。観光再生にはONSENツーリズムという新しい概念を導入して、観光総合産業の振興によって日本一の温泉を復活させようというのが目的でございます。

さて、本来の観光の目的とは何かということですが、人間の交流を中心としたものであると私は思っております。これが今後別府の観光再生に観光ONSENツーリズム、温泉課、合わせてどのような取り組みをされようとしているのか、まずその1点からお尋ねしたいと思います。

○ONSENツーリズム局長（吉本博行君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、今ONSENツーリズム局が設置されております。そしてONSENツーリズム推進を行っているところでございますが、観光まちづくり室といたしましては、現在お客様を温かくお迎えするためには地域づくり、また人づくりに取り組んでいるところでございます。またイベントの強化、また誘致宣伝等も力を注いでいるところでございます。なかなかすぐには実績というのはわからない分もございますが、そういう状況でございますので、観光本来の目的は、今、議員御指摘のように人と人との交流の中にあるものと考えております。

○26番（原 克実君） 私は、この議場で執行部の皆さんと毎回議会において議論しております。私は、持ち時間は1時間しかございません。ところが、今回私が大まかに出してある項目が五つございますが、このすり合わせをするだけで3時間から4時間。私が質問するのはほんの1時間しかありません。私は、この一般質問のすり合わせを執行部とすることで、私の言おうとしている意見はもう80%以上は皆さんにお伝えしている、このように思います。ですから、この限られた1時間の中で話す議論は、ほんのわずかしかないと思っております。ですから、いろんな形で観光ツーリズム局とONSENツーリズム、いろんな形ですり合わせをいたしました。やはり返ってきた言葉は、すべてが場当たりのな問題しかなかったというのが、私の率直なとらえ方なのです。

この総合産業の調整能力、これをONSENツーリズムがどのような形で果たしていくかということが、今後大きなかぎを握ると私は思っております。皆さん、もうお盆も過ぎました、それから夏休みも終わりました。でも毎年私が思うことは、お盆やお正月、あれだけの毎年毎年わかる交通渋滞を覚悟しながら人は動くのだろうかということ、いつも考えるのです。それは何か。やはり我がふるさと、山や川、そしておじいちゃん、おばあちゃんがおるふるさとに、都会に出た人たちはあの交通渋滞を覚悟して帰ってくる、そしてまた帰っていくのです。ですから、だんだん観光には人の人情というものが私は失われてきているのではないだろうか。またこの1点を忘れたら、私は観光の再生というものはないのではなからうかな、このように思っております。

今、国も観光立国推進基本法というものを制定しまして、海外からのお客を呼ぼう。現在五百数十万しかない外国からの観光客、これを2020年までには約1,000万人にしていこうというのが、本来の国の政策なのです。ですから、私はこの国の政策に基づいて別府なりのやはり推進法というものをつくっていいのではないかな、このように思います。

いろいろ議論をする前に、この前からある研究所が発表したものがありました。これを紹介しながら、皆さんがどういうふうな形で今後の別府観光を考えていったらいいか、汗を流していったらいいかということ、参考になればと思って言わせていただきたいと思います。

今、観光ツーリズムとかONSENツーリズムとか、グリーンツーリズムとかヘルスツーリズムとか、いろんな新しいことがどんどん出ております。でも一番大事なことは、消費者のニーズをどこに掌握し、どこにとらえるかということが一番大事だと思います。その中で、ある新聞にこういうことが載っておりました。これは、JTBのヘルスツーリズムの研究所長の古川さんという方が投稿しておりました新聞記事です。東西の温泉の横綱ということで載っておりました。東西の温泉の横綱というのはどこかということなのです。

ね。泉源数では、大分が1番とされています。それから宿泊施設を含めた施設の整備では、北海道とされており。ですから、これを見ても温泉の泉源それから温泉の量、これはもう当然大分であり、大分の中の別府ということを行っています。ただ、魅力ある温泉地というのはどこかといったら、九州の中で別府はこの中ではうたわれていません。やはりどこかといえますと、黒川温泉であり湯布院であり、そして最近脚光を浴びてきている長湯温泉、こういうふうに書かれています。ですから、そういうふうに書かれておられるけれども、この8月に、ある東京の総合研究所が発表したのが新聞に載っておりました。これもインターネットで調べればすぐわかることですから、ぜひこれを参考にさせていただきたいと思うのです。魅力的な市は、どこが魅力的な市なのか。要するに全国今千何百市がありますけれども、その中のトップは札幌なのです。ベストテンの中に北海道が4市も入っています。ところが、ベストテンの中に九州は一つも入っていません。ただ地域によっては、別府がいい位置をつけている順位にあるということは間違いないのです。ただ、その中で地域のブランド力、魅力とはどこにあるかということをお私議員も、そして市民も、そして行政も感じ取ることが一番私は観光に大事な要素ではないかなと思っております。何を消費者が求めているのか、そこを感じなければ幾ら物を並べたってだめだと思います。

私も打ち合わせをする中で、こういうのをもらいました。これは確かにいただきますと、総合的な産業、要するに温泉産業、観光産業のことがびっしり書いてあります。でも具体的に私はこれは何をしておるのか全く素人ですからわかりません。やはりこれをやるからには、基本的な計画案、これを立てましたら、それに対して公の役割それから民の役割、そして実施に当たっての年次計画、資金の必要性、これを実施するためには、そこまでやはり私はきちとした基本的な計画を立てなければ、これは絵にかいたもちだと思います。これを今から私はしっかりとらえてやっていただきたい、このように思います。

私もいろいろ探ってみました。いろんな形で、アンケートもとりました。そしてまた新聞紙上で言われていることも研究をいたしました。やはり別府は潜在的には温泉というものが、行ってみたいのは温泉、そして温泉のエステ、いやし、それから食グルメ、自然、遊び、お祭りというのがずっと消費者のニーズの中に言われています。一つのグルメを見ても、では、グランドグルメというのは何か。実際食卓に運ばれるグルメの中で城下カレー、それから佐賀関あたりでとれます要するにサバとか関アジ。このグルメが果たして別府の温泉地の食卓にどれだけ上がっているのだろうか、このように思います。あれは決して佐賀関の商品、それから日出町の商品とは違います。別府でも私は十分利用できる商品だと思っております。なぜならば、私たちがいつも眺めておる庭、庭から見える別府湾。これは名前は「別府湾」とついておるのです、「日出湾」ではない、「佐賀関湾」ではないのです。別府湾でとれる食材をどのようにやはり別府の温泉の、そして泊まっていたただお客様に召し上がっていただくか。今、半分以上、ほとんどが、半分ではないでしょう、ほとんどが東京や大阪に生かしたまんま活魚として出しておる。せっかく別府湾でとれた食材が、生かしたまんま東京や大阪の料亭で使われている。ちょっと私は、ここあたりを考える必要があると思っております。やはり別府湾でとれるグルメは別府で食べていただく、そのぐらいの気構えがないといけないと思っております。別府の漁業組合の方たちも――漁協長はおらんね、どこかへ行ってしまった。(笑声)。遊船で別府湾で関アジ、関サバ、結構水揚げしていますよ。これが別府市に泊まっていたただお客様の食卓にどれだけ出ているのですか。私はこれは余り出てない、このように思います。高いから。だったら消費を拡大すれば、高いのだから十分利用することができるのですよ。

そして、私は旅館のことをいろいろ言ったらおこがましいのですが、私も生まれは日田でございます。ある機会がありまして、日田から、熊本からずっとこの前ちょっと行って

まいりました。その中で、日田のある旅館に泊まりました。ある御婦人団体と会いました。いろんな話も聞きましたけれども、そこはオリジナル浴衣を出しているのですね、オリジナル浴衣。その御婦人が湯上がりにオリジナル浴衣を着ていました。その奥さん方に――御婦人の方――奥さんといったら、もうある程度年配の方ですが、「いいですね、素晴らしい浴衣ですね」と言いました。そうしたら、答えはどういうことが返ってきたかといいますと、「久方ぶりに娘に帰った気持ちです」と言ったのです、娘に帰った気持ち。ですから、要するにたった一つの心がけたホテルのおもてなし、この気持ちが御婦人の方の気持ちを娘に帰らせてしまう。これこそが、もうそれで旅行の目的は奥さん方は達したのと一緒なのです。別府もそうなのです。旅館は旅館、ホテルはホテル、そして業界は業界なりの、やはりきちっとしたそれぞれのブランドを持ってやるならば、私は観光というのは決して捨てたものではない、このように思っております。

いろいろ申し上げましたけれども、そういったものを総合的に考えて今後の観光というものをもう一度よく見直し、そしてまた育てていく、つくり上げていく、こういうことが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○観光経済部長（阿南俊晴君） お答えいたします。

大変貴重な御提言をいただきました。別府市も観光立市でございます。団塊の世代が来年から3年間で約700万人――全国でございますが――第一線を退く、この5年で見ますと、約1,000万人の方々が第一線を退くということで、「レジャー白書2006」というのがございます。このような中で今後10年間に大きく観光行政も変わるだろうという、形態が変わるということが載っております。私たち別府市にとりましては、今、年金問題また介護保険等の社会保障問題だけでなく、この観光については大きな注目をしなければならぬというふうに思っております。そのような中で団塊の世代の方々のアンケート等を聞きますと、「環境を重視する宿、また観光地に行きたい」という方が約87%ということで、これからの観光につきましては、いかに観光自然をアピールできるか、これが一つの大きなかぎであろうということが記載をされておりました。

別府市にとりましても、海、山、また自然に囲まれておりますし、子どもさん方のレジャー施設それからまた温泉、それからホテル・旅館、こういう宿泊施設がございます。先ほど議員さんも言われましたように、総合的に考えて計画を立てなければならぬという御提言もいただきました。まさにそのとおりだというふうに思っております。別府市では、それぞれの観光施設の協会また旅館・ホテルの組合、また観光協会、こういう部分を含めて行政としても計画を、将来を見据えた計画を立てていきたいというふうに思っております。

また、最近では人情が薄れているのではないかとということもございます。私自身、やはり人の心を動かすのは人であるという、常にそういう気持ちを持っております。そういうことから、今後の大きな別府市にとっての観光につきましては、それぞれ関係者で早急にそういう話し合いの場をやはり行政としても持っていきたいというふうに思っております。

また、先ほどもお話がございました、先週の金曜日ですかね、ブランド総合研究所の779市の中で別府市が一応13位に一応ランクづけされているという話がありました。これは知名度、魅力度それから観光度すべてを含めて、細かな部分103項目にわたって徹底調査をした結果だということで、別府市におきましては、私もインターネットでちょっと出してみました。観光については大分県の別府市がトップという、観光立市としては、そういう中の掲載もございました。皆様方からそういう評価もいただいているということもこれからは十分認識しながら、それぞれ若い世代、それから子どもさん、またファミリー、高齢者、これらの皆さん方の需要に合った観光地づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○26番(原 克実君) よくわかりました。でもね部長、これ観光のキャッチフレーズ、別府はこういうのが、この前公募してからキャッチコピーが決まったと。これは私はいいい響きだと思いますよ。「春は別府、夏に別府、秋にも別府、冬こそ別府」、四季折々のやはり観光客の皆さんに、どのようなものを提供すれば観光客のニーズをとらえ喜んでいただくかということ。これは観光課だけではなくて、やはり農林水産を含めて自然の美しさ、そういうことを含めて、それから海の幸をどのような形で食卓に運ぶか。そしてゆっくりと心をいやしていただくために温泉をどうするかということ、私はしっかり考えていただきたいな、このように思います。

今回、市長を含めてヤフードームで「ツーリズムおおいた」をやりましたね。これは非常に足湯、温泉卵で好評だったと言われております。これも一つのPRの方法ではありますが、もっともっとまた私は違ったPRがあるのではないかなと思います。別府は素材はたくさんあると思います。例えば交通機関にしても、今何本のJRの「にちりん」が福岡・別府を行き来していますか。それから「豊の国」が何本走っておりますか。あれだって私はいいい素材だと思います。空気を運ぶよりも人間を運びますよ。そういうことを考えたときに、何かのそこに答えが出ると私は思っております。ですから観光に対して、また今後の行政に対して、やはり私はもし必要とあれば人材は輸入してもいいのではないかな、このように思っております。例えば以前話もありましたように、湯布院が観光協会会長を募集するのに全国に発信して観光協会会長を募集した――事務局長ですかね、募集したということもあります。それから、最近の新聞の中に豊後高田市の観光まちづくり会社、ここのある女性の紹介がありました。この方も、自分が提案したことがきっかけとなって採用されて、豊後高田の新しい昭和のまちづくりに1年働いておるといことも聞きました。ですから、何もかも行政がやるのではなくて、行政は行政の役割がありますし、またこういうイメージブランドをつくるための人材は、私は市外から輸入してもいいのではないかな、このように思いますので、今後の大きな課題になりますけれども、人材を育成することと人材を外から呼ぶことも視野に入れながら今後進めていただきたい、このように思います。

今、私はこれ、本を1冊出しました。この本は「湯巡り今昔」という、これは一つの大きなテーマがあります。これはどういうことかといいますと、今と昔の温泉施設をこういうように紹介しております。本来どちらがいいかといったら、私は昔の温泉の方がよかったな、このように思っております。ですから、温泉のことを言って申しわけないのですが、やはり別府も新たな温泉施設の建設に向かってどのような形でやったらいいかということ、を真剣にとらえていただきたいと思います。不老泉、あの「不老泉」という名前は不老の湯。ものすごく響きがいいのです。海門寺温泉。「海門寺」と、お寺の門前町にある温泉です。竹瓦。いわれのある、昔は竹がわらで屋根をふいておったから「竹瓦」といういわれがあるとされております。それぞれ温泉には特色があるのです。これをやっぱり私は生かさなければいかんと思っております。なぜ城崎温泉があれだけ脚光を浴びたかというのは、やはりそれぞれの温泉に特色を持たせ、短期間である7カ所、8カ所の外湯巡りを約20億かけてリフレッシュしたことが、一つの話題になったわけですよ。ですから別府も観光再生、温泉再生に対してやはりそれなりの事業計画というものをきちっと出して、10年、20年のサイクルの中で別府の温泉は、別府の観光はこれだけ復活するのだというぐらいの気構えがないと、幾ら今行政がこの事業に携わっても私はなかなか復活は難しいのではないかな、このように思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に移ります。次は行財政改革と市民サービスについてということでございます。

今、別府市も第2次行財政改革を遂行して、それなりの成果を上げております。上げているのはわかるのですが、これはちょうどこととして折り返し点の3年目でございます。

す。今までは民間委託とか要するに職員定数の削減、それから私の一番嫌いな言葉は「一律カット」。予算を、来年度の予算に対しては10%カット。何の問題も提起せずに予算だけはカットして、そして今、平成16年、17年度の行財政改革の中で経費削減が20億できた。私はこれは本来の行財政改革ではない、このように思っております。やはりこれからの問題は、この行財政改革の中の機構改革、それから事務事業の見直し、これを徹底してこそ、初めて私は本来の行革ができるし、そしてその中から得たものが深く市民サービスにつながるような総合窓口あたりが実現するということが大きな要素ではないかと思いますが、当局はこの問題についてどのように考えておられるかお尋ねしたいと思います。

○政策推進課長（徳部正憲君） お答えいたします。

ただいま26番議員さんの御提言がございましたが、予算を削減するばかりが行革ではございません。その削減された財源をいかに生きたように効率的に運用するかが、行財政改革の一つと考えております。

○26番（原 克実君） 明快に、簡単に答えをしていただきました。そのとおりですね。ですから、今後行財政改革を推進していく中で、やはり私はそこに一つの着眼点があるのではないかなと思います。その中に私は今回総合窓口それから庁舎の活用、それからもう一つは何か、いろいろ多いものだから、出前講座、職員提案制度について、4項目上げております。これも私はこれを確実に遂行するならば行財政改革は実現できる、このように思っておりますので、この中でもう一々言いません。ただ一つだけ私を感じたこと、私自身も反省したことがありますので、その分だけ質問をしていきたいと思っております。

市庁舎の活用ということを上げさせていただいております。これはどういうことかといえますと、ある昼休みに、ちょうどチャイムが鳴って昼になりました。そのとき私は議会議棟の方から階段をおりて、ロビーの方へおりました。そのとき一人の御婦人の方が、「ちょっと、ちょっと」と私に声をかけました。ですから、「は、何でしょう」と言ったら、「このピアノはどなたか弾くのですか」と言われました。「えっ」。私は一瞬わからないものですから、総合案内所の方に聞きに行きました。ところが、ちょうどお昼の交代時期でありましたので、女性の方もおりませんでした。ですから、「ちょっとわかりかねますが」と言ったら、「私でも弾いていいのでしょうか」と言われたのですね。ところがはっと私、また2度はっとしたのです。わからない、弾いていいものやら悪いものかわからん。ずっとあそこのロビーに当たり前のようにピアノが展示されているのですね。そのとき私はやはり職員でも議員でも同じことなのですが、ロビーに、あそこに飾って……、置いてあるピアノ、だれが弾くものやら、弾いていいものやら全然私はわかりませんでした。私はそのとき、ああ、そうだなと自分もこういうところがわからないということは、やっぱり恥じるべきだということで、昼が過ぎて、受付の女性の方に聞きました。「このピアノはどなたか弾いていますか。弾けるのですか」と言ったら、「いいえ、弾けません。でも、時々子どもが開けて弾いております」、それだけだったのですね。

それから、私もこれを調べました。あのピアノは、市長さん、ものすごくいわれのあるピアノなのですね。ある課に聞きました。「このピアノ、弾けるのですか」と言ったら、

「いえ、今弾けません」。音程というか、リズムが悪いから弾けませんと。ピアノはこのピアノかといったら、これはあるメーカーのピアノですね。これだけのいわれのあるピアノだったら、どのくらい修理費がかかるかわかりませんが、私はこのピアノが弾けるということが一番大事なことはないかと思っております。ただどのくらいお金がかかるかわかりませんが、今、文化芸術振興法というのが平成13年に制定されて、文化や芸術・音楽などをやっぱり地域の魅力として発信していくこと、これも大事なことで思っております。このピアノが、どなたでしたかね、コルトさん、何とかコルトさん

という有名な方らしいですね。私は音楽とか芸術とかわかりませんものですから、大変申しわけないと思っていますけれども、（発言する者あり）横で何かいろいろ言っておる人がおるけれども、本当に、余り資料が多いから……。あ、アルフレッド・コルトーさんですね。この方が、あるときに弾いたピアノだということを聞きました。それだけやはり歴史や、そして有名な人が弾いたというのだったら、あるメーカーだったら、私は社運をかけてもあのピアノは再生しますね。そして、やっぱり文化の振興、芸術の振興、音楽の振興に私は努めていきたいと思えます。

それでふっと思ったことは、これだけいい歴史のある、いわれのあるピアノがあるならば、それを再生することも大事なことですけれども、もっともっとロビーにやはりそういうふうな雰囲気をつくれる市庁舎、そして中庭を見てください、この中庭。素晴らしい中庭があります。ああいうところを市民のそういう芸術や音楽を志す人たちに私は開放してもいいのではないかな、このように思いました。レセプションホールもあります、昼休みは使っておりません。その中で小学校、中学校、高校生、大学生、そして市民の芸術や音楽を志す人が、やはり市庁舎のロビーを昼休みに使いながら、中庭を使いながらコンサートを開くような場所があってもいいのではないかな。別府駅を見てください。別府駅はやはり小学校、中学校の音楽、やっています。それから別商のグラウンドもやっています。それから鶴見病院なんかは入院患者のためにやはりコンサートを開いております。ですから、市役所というのは、よく見たら「市民のお役に立つ所」と書いておるのですね。ですから、ロビーを市民に開放しても、中庭を市民に開放してもいいのではないかな。それで音楽や芸術や、それが向上できるならば、ただ大きな舞台でコンサートを開くのが私は音楽や文化や芸術ではないかと思っておりますので、その点を私なりに述べさせていただいたということですが、これについての御意見をお伺いしたいと思います。

○財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

私も財産活用課が庁舎管理を担当しておりますが、そういった意味で過去におきましてもレセプションホール等を使用し音楽会等を開催いたしております。そういった状況を見ましても、やはりそういった定期的に催しができるのかどうか、また今後市民の皆様のお意見、また職員の意見等を聞きながら、有意義に庁舎を活用できるように考えていきたいと思っております。もうちょっとお時間をいただきたいと思っております。有意義な御提言を大変ありがとうございました。

○26番（原 克実君） 総合窓口の取り組み、それから出前講座、職員提案制度、これは今まで何度も私は提案をしてき、そしてまたこの議場で議論をしまりました。先ほどから言いますように、行財政改革が進むならば、この項目については一つの大きな市民サービスの一環として私はできることだと思っておりますので、先ほど言いましたように、打ち合わせをしたとき約80%私の思いは市の管理職にも伝えておると思っておりますので、市長さん、ぜひその点を酌んでいただきまして、この項は終わりたいと思えます。

次は環境問題。1番、循環型社会への取り組みということでございます。よろしいですか。

循環型社会基本法というのが平成2年に施行されまして、21世紀のごみゼロ社会を目指すための基本的なことを制定したわけですね。今まさに大分も含めてごみゼロ作戦ということを取り組みを始めておりますけれども、なかなかごみが減らないのが現状です。一番大事なものは、この循環型社会をどのように構築していくかということが一番大事な要素ではないかとも思いますが、行政としてはどのような形で今後取り組もうとされているのか、お示しをいただきたいと思えます。

○清掃課長（伊藤博文君） お答えいたします。

ごみの排出状況を見ますと、まだまだ燃えるごみの中に新聞等の古紙や、燃えないごみ

の中にも缶・瓶・ペットボトルの資源が混入されております。新たな分別収集に取り組むことも重要とは考えておりますが、まず自治会の方から推薦をいただきました廃棄物減量等推進委員の皆様方やりサイクル推進店の協力をいただきながら、ごみの発生抑制・分別の徹底に取り組んで、市民のごみに対する意識の高揚を図っていくことが大事ではないかと考えております。

○26番(原 克実君) 循環型社会形成推進基本法、この関連7法というのがあります。これから見ると、当然そこには拡大する生産者責任それから排出者責任というのが明確に打ち出されておるのですね。ここを考えたときには、いかにやはりごみの発生を抑制していくか、それからそれをさらに再資源化していくか、そしてさらにそれを再使用するかということが大きな三つのポイントなのですね。これを実際いって行政がどのような形で主導して進めていくかというのが、今後の大きなポイントだろうと私は思います。

結局、今家庭から出るごみの中でも、やはり非常に資源が含まれておる。大分市がこの前打ち出されましたね、ごみの収集を12分別やる。日田なんかは、もうすでに14分別から15分別ですね。今、全国で最多分別収集をやっている行政があります。そこは34分別、もうほとんどごみが出ないようにやっているそうですね。こういう形をするためには、実際いってどのようなことをしなければいかんかということなのですね。それにはやはり大分市みたいに家庭から出るごみの中でもっともっと細分化すれば資源となるもの、ましてや清掃課に持ち込まれないような物がいっぱいあるわけなのですね。これを再分別する以外にはごみの減量化ということは、ごみをいかにゼロに近づけるかということは私はできないのではないだろうかと思っております。

先ほど白熱した議論をしました24番議員さんは、マイバック持参ということを一回提案したことがあります。これもまだ別府はやっていませんが、ある地方自治体では、家庭から出るごみの2割から3割はビニール製品だと言われてますね。そのために、買い物袋は持参していく。自分から持参して、できるだけスーパーのビニール製品を使用しないということをやっているところもたくさん出てきておるのですよ。そして来年あたりから、スーパーのレジ袋が有料化されようという気配もあります。中には大分なんかは、家庭で浮いたごみで、処理施設の運用費を積み立てしているということもあるのですね、こういう計画もあります。それはすでに大分が最初にやったのではなくて、各地方自治体でやっているのです。浮いたごみの費用を貯金であらわして、それを還元してマイバックをつくっている地方自治体もあります。ですから、ごみを減らそうと思えばいろんな形があるのですよね。こういうのを私は考えていただきたい。

ある新聞に、「ごみは宝の山。廃ペットボトルで市町村の収益がもう25億円を超えた」と言います。ペットボトルだって資源なのですね。それから新聞紙や雑誌、これも資源なのです。それから別府は観光温泉都市ですね、観光温泉都市で一番消費しているのは何かというと、割りばしだと思いますね。宿泊客が400万人とも言われておりますけれども、これも疑問点があります。ただ観光客が年に1,200万人から来ている。そして今、割りばしは全国で約254億膳使われていると言われます。そうしますと、別府は約1,000分の1ですから2,000万膳以上は消費されているのではないかな、このように思います。これが、ごみからもしなくなって資源として再利用した場合、どのようになるかと思えますね。これは、もう気の遠くなるような莫大な量になります。

これはちょっと議長、議会事務局にお願いして、ちょっと市長に見ていただきたいものがありますので、資料提供をよろしいでしょうか。(資料を市長に渡す)

今、割りばしのお話をしましたけれども、割りばしを皆さんは何気なしに使っております。これ、取り出しました3膳の割りばしですね、3膳。これを半分に割りますと6本になります。この3本の割りばしで私たちが日ごろ事務に使っておりますコピー用紙がどのくら

いできるかという、3本の割りばしでA4のコピー用紙1枚が再生できるのですね。これだけ割りばしでも、捨てればただのごみです。でも、これを資源として生かせば、このたった3本のおはしで私たちが日ごろ事務用で使っている再生のコピー用紙A4が1枚再生できるのです。これが200本集まると、私たちが何気なしに使っているティッシュペーパー1.5箱できるのですね。

今私が市長のところにお渡しした分、これは我孫子市に私たち、2年前に同僚の堀本議員と行ってきました。これは盗んできたのではないですよ、ちゃんとことわってもらってきました。トイレに行きましたらそのトイレトーパー、それにそういう用語を書いているのです。非常にこれ、私は関心を持ちましたね。結局1本の木を切る、そして古紙を再生する。1トンの古紙を再生すると、立っている1木、あれは「立木」と言うのですか、これが20本分が1トンというのですね。ですから、古紙を1トン再生すると20本の木を切らなくて済むのです。皆さんが集めた古紙がこのように再生をして環境を守っているのですよということをやっているのが、そのトイレトーパーです。横に何にも書いてないのは、今別府市が使っている要するにトイレトーパーなのです。こういうことを、やはり自分たちがみずからやったことを市民の皆さんがさらに認識をしていただくことによって、環境がもっともっとよくなるということなのです。ですから、例えば割りばしのことでも、これは本来だったら旅館組合さんとか、それとか中には「女将の会」とかいろいろありますけれども、そういう方々がやはり観光都市別府ならば、私たちが身近にできるものは何かということを感じたときに、一つの活動として、サークルとしてやれば十分私はできる方法ではないかな、このように思っております。

今、別府市が毎年冬のファンタジアをやっております。あのファンタジアの寒い夜空の中で私たち、それから市民や花火を見に来た方が使用した容器、ペットボトル、アルミ缶、それから割りばしを冷たい水で洗いながら再生しておる中学生、高校生、小学生がおるのですよ。それに、家族の方も一緒になってやっているということが、事実あるのですね。ある百貨店でも食堂から出した割りばしをストックして、それを再生している企業も出てきております。これを取り組むならば、随分別府市の搬入するごみが減り、そして再資源化できると私は思うのですが、いかがでしょうか。

○清掃課長（伊藤博文君） お答えいたします。

先ほど割りばしのリサイクルを実施してはどうかということですが、この分につきましては、前処理として割りばしを排出する際に事業所において分別いたしまして、洗浄及び乾燥することが必要になります。ただ分別した割りばしの回収方法及びリサイクルをする製紙メーカーまでの運搬方法など、一連のリサイクルルートを構築する必要があるかと思えます。また事業者から排出される割りばしは、事業系一般廃棄物となるため、実施主体となる排出事業者の取り組みの可否と、行政がどのような役割を担っていくか、今後研究していかなければならない課題だと考えております。

○26番（原 克実君） そんなことは、当然のことではないですか。これは私は割りばしのリサイクルというのは、もう随分前から研究をし、そしてまた提言をしてきた。あるときの清掃課の管理職の方は、「議員さん、私が在籍中に必ずやります」と言った管理職の方がおりました。でも実現できませんでした。でも、実現できなかったけれども、私はその人の意気込みはすばらしいものがあつたと思えます。やろうと思ったけれどもできなかった、それはなぜか。その壁が破れなかったのですよ。旅館組合とかいろんな方の中で、どうしてもやっぱり難しさがあつた、抵抗があつた。でも、これは小さなことかもしれんけれども、やはり地球の環境を守り、そして再資源化、循環型社会をつくっていくためには、小さなことかもしれんけれども、大事なことなのです。

これが始まったのはどこかということですね。これは鳥取県の小さな田舎まちの温泉ま

ちなのですよ。これは皆生温泉です。皆生温泉の旅館組合、地元の温泉組合が協力のきっかけで、企業と市民とが一体となった地域ぐるみの活動が発展してきたのが、この割りばしのリサイクルなのです。割りばしによってできる紙の量は、全体から見ればほんのわずかかもしれませんが、しかし何よりもそれをみんなの力で一緒になって実現していることに大きな意味があると思うのです。紙づくりでできる環境づくり、それは何々です。要するに人づくりと一緒になのです。ですから、小さなことかもしれませんが、皆さん、温泉まちで全国で一番ブランドといったらどこですか。別府ではないですか。一番大きいまちですよ。その大きい町が、皆生温泉みたいな小さなところに負けるような状況ではだめですよ。もうこれはいろんなところで取り組みが始まっています。福岡でも、宗像でも須恵町でも、いろんなところでも取り組みが始まって、何百店という料飲組合が協力し合って割りばしの再生をやっているところがたくさんあるわけです。ですから、別府も環境を大事にし観光を大事にするならば、こういうところを別府から発信していく。なるほど、国際温泉文化都市である別府がこういうことまでやり出したかというのが、これが一人一人の消費者の心・ニーズをつかんでいくのではないですか。これができなければ別府の観光の再生も環境の再生もない私は思っておりますので、もう何度も言いません。伊藤課長、あなたの時代でやれますか、やれませんか。それだけちょっと聞いてみたいと思います。

○清掃課長（伊藤博文君） 今、議員さんから貴重な御意見をいただきました。私も一生懸命取り組みに努力したいと思います。その結果については、また議員さんの方にも御報告させてもらいたいと思います。

○26番（原 克実君） その心意気を買いたいと思います。伊藤博文さんといったら、これはあなた、前は千円札にもちゃんと載った名前でもあるし、顔は違いますけれども、やっぱり今回これを取り組んで、伊藤博文さんの時代にこの割りばしが資源化できる、大したことですよ。ぜひやりましょうよ。自信持ってやりましょう。

それから、環境問題については、私はやはり環境教育が一番大事なことだと思います。環境教育・学習の推進、地球環境の悪化を食い止め、持続可能な循環型社会を実現するためには、やはりすべての国民が環境意識を進化させて、あらゆる文化で改革に取り組むことが私は必要だと思っております。その基盤となるのが、環境教育であり学習の推進だと私は思いますが、教育委員会、どのような形で現在とりにくんでいるのかお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（辻 修二郎君） お答えいたします。

現在、環境教育につきましては、小・中学校総合的な学習の時間における主に社会科、理科、家庭科等関連させながら、創意工夫した実践が行われております。

○26番（原 克実君） 大体私の言わんとしているところは先生もわかっていると思いますが、これからはやっぱり環境問題といったらグローバル的な発想に立たないとはいけないと思いますし、やはり子どもたちが自然の大切さ、命の大切さ、とうとさを学習する意味では非常に大きなものが、私はこの環境学習にはあると思っております。体験学習を通して人間の形成に大きなプラスになることを、私は期待しております。循環型社会を目指す日本にとっては、やはりこの推進法は貴重なものでもあるし、ぜひ教育の中で活用していただきたい、このように思います。

あとは、クリーンエネルギーの問題に移りたいと思います。クリーンエネルギーとバイオエネルギー、もう一緒にやります。

なぜクリーンエネルギーが今見直されてきているかということ、それからバイオエネルギーが見直されてきているかということは、もう皆さんも御承知のとおりでございます。京都議定書にCO<sub>2</sub>の排出量を削減する、そのためにはやはり化石・石油だけに頼るので

はなくて、2025年ですから、平成でいきますと平成37年になると思いますが、やはり化石・石油に頼らずに風力、太陽光、バイオマス、地熱、ミニ水力、これで全体のエネルギーの20%を確保しようというのが、今国の大きな方針でございます。そのために新エネルギー利用特別措置法というのが、平成15年4月に施行いたしました。先ほどから言うように、もう打ち合わせの時点で大体内容はわかっていると思いますが、バイオエネルギー、これは先日から17番議員が言われましたように「菜の花プロジェクト」、これですね。なぜそれが見直されてきているかということは、皆さんわかると思いますが、今後これの取り組みについて若干お尋ねしたいと思います。

○清掃課長（伊藤博文君） お答えいたします。

地域内の資源をエネルギーに変換しまして地域内で利用する、これが、資源循環型社会の形成を進めていく施策の重要性は、私どもも認識しております。本市における廃食油の取り扱いにつきましては、家庭からの回収依頼により食廃油を18リットル単位で個別に収集しております。その後、民間事業者に引き渡しまして、最終的には九州山口油脂事業協働組合の食用油リサイクル工場に送られまして、軽油代替燃料、薬品、化粧品、石けん類にリサイクルされております。

市民に目に見える形でリサイクルを進めていくことが、啓発の効果を上げるよい方法の一つと考えておりますので、現在廃食油のほかにも生ごみ、プラスチックごみ、蛍光灯などのリサイクルの対象品目は多々ございますので、本年度よりリサイクル担当部署の方も強化を図りまして、今後別府市が取り組む方向を、広域圏の処分場の整備計画とも関連しますので、そのあたりを十分調整しながら調査研究させていただきたいというふうに考えております。

○26番（原 克実君） ちょっと自信持ってやりましょうね。これは大事なことなのですよね。家庭から排出する食用油、天ぷら油ですね。これが今どのくらい、何十%の回収率かということもよく勉強していただきたいと思います。これが今後やはり化石燃料にかわる一つの大きな、クリーンなエネルギーだと言われております。これをやっばりできるだけ100%に近い活用方法、これを地方自治体としてもやっばり見出す必要はあると思います。

それから新エネルギー、クリーンエネルギー。これはやはりもう少し私たちの家庭から見直す必要もあるのではないかなと思います。ある家庭の計算を、私は計算書をいただきました。これを見ますと、例えば九州電力と太陽光発電の契約を結びますと、夏の一番電力を発生しやすいときなんか、1カ月使う全体の30%以上は九電に売却できる。そして冬の余り電氣量がないときは10%足らずしかないけれども、平均するとやはり15%から17%の電氣消費量を節減できるということでございます。ですから、これを例えば建築指導課あたりでも何か普及できるような方策を考えてやることも必要だと思いますし、先ほど私が言いましたように、2025年まで約20%のクリーンエネルギー、これを向上させることによって、京都議定書にうたわれましたCO<sub>2</sub>の削減率の6%、これを何とかしてでもやはり国の責任として守っていこうというのが、日本国の今の取り組みでございますので、私たち地方自治体も、家庭から考えたときにはこういうこともぜひ視野に入れながらやっていきたいなと思っておりますので、ぜひ研究をしていただきたいと思います。もう最後になりました。次世代育成支援対策推進法、これに対する行動計画の策定、これについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

今、別府市も次世代の子どもの育成に対して平成17年ですかね、計画を立てて、今実行しておりますけれども、これは答弁をいただくということはなかなか時間的にできないと思いますけれども、これはちょうど来年は折り返し地点ですね、3年目に入ります。これは単なる児童家庭課だけの問題ではなくて、妊娠して出産するまで、そして今度は子ど

もを育てて学校にあげるまで、教育部門までこれは広い意味でのこの行動計画であります。今ちょうどこれの検証時期に入るのではないかと私はと思いますが、今後どのような形でやろうとされているのか、手短にお願いしたいと思います。

○児童家庭課長（板井要司君） お答えいたします。

この別府子ども次世代育成支援行動計画は、昨年から前期5カ年計画ということで始まっておりまして、来年度が3年目を迎えるということで、私どもといたしましては、関係する庁内やすべての関係機関と連携をとりながら、見直しに向けて、また進捗状況等につきまして検証していきたいと思っております。

○26番（原 克実君） この保育行政もいろんなニーズの多様化が進みまして、さまざま国も、そして地方自治体も模索しているのが現状でございます。その中で1点、今度は文部科学省と厚生労働省が新たに「こども園」の認定ということで取り組みをこの10月から始めます。これも今まで幼稚園と保育園の教育と保育という立場の中から、いい面を見出しながら立案していったのが、この「こども園」でございます。これについても私たち公明党は、何を子どもの目線で考え、何を今後の保育行政に生かしていったらいいかということの中から、この制度ができたものでございます。これを踏まえて県もまた一つの計画をしておりますので、別府市としてもこの行動計画にあわせて、また新たな消費者のニーズに合った保育行政を進めていただくことを要望して、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永井 正君） 休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時01分 再開

○議長（永井 正君） 再開いたします。

○15番（堀本博行君） 執行部の皆様、大変に御苦労さまでございます。今議会も私で一般質問最後でございます。できるだけ簡潔に質問を進めてまいりたいと思っておりますので、答弁方よろしくお願いをいたしたいというふうに思っております。

また、きょうは「9.11」ということで、今から5年前、9月11日、アメリカの貿易センタービルに2機の旅客機が激突をして、世界じゅうを震撼させたという、そういう日でございます。あれから、悪夢からちょうど5年がたつわけであります。きょうは、そういう日に一般質問をさせていただきます。平和の思いを深く心に刻みながら、質問をしてまいりたいというふうに思っております。

初めに消防行政から入りたいと思っておりますが、先般の6月議会で問題提起をさせていただきました鳴川の問題でございます。

両郡橋のJR高架線を挟んで、鳴川を挟んで大分市と別府市に分かれておりますけれども、この境界線の別府側にあれ以後、私も訪問をさせていただいて自治会長さんたちとお話もさせていただきました。現在8世帯の方が、あそこに生活をされております。その中で住所は大分市神崎鳴川という地名でありますけれども、ここの救急体制とそれから消防体制のことについて質問をさせていただきました。消防長、それから消防署長を中心に積極的な大分消防本部との交渉を重ねていただいておりますというふうに聞いておりますが、現在の進捗状況をお示しいただきたいと思っております。

○消防長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

大分市の鳴川地区への別府市からの出勤につきましてですが、このことについて市長に御説明をいたしました。そうしますと、人命救助に行政区域あるいは行政境はないので、早く行けるところは早く行けといった指示をいただきました。これを受けまして、私たち、大分市消防局と協議をし、今月の15日、金曜日でございますけれども、協定書を締結する予定にしております。もしこの協定書締結までの間、万が一事態が発生したならば、い

つでも子どもは救急出動ができる体制をとるようにいたしました。

○15番(堀本博行君) ありがとうございます。迅速な対応に感謝をいたします。協定書を15日に締結していただくというふうなことでございますけれども、現地の皆様方に対する具体的な説明はどのようになされますか。

○消防署長(伊南重伸君) お答えをいたします。

協定の締結後、大分市消防局の方から鳴川地区の自治委員さんを通じまして説明をお願いしたいというふうを考えております。

○15番(堀本博行君) はい、わかりました。大変早急な対応に、感謝をいたしたいと思えます。地元の方が聞けば本当に喜ぶと思えます。今まで鳴川で救急車を呼べば10キロ、大分市の消防本部は10キロ離れているわけでありましてけれども、そこから救急車が飛んでくるというふうな状況から、今、浜町出張所から鳴川の距離が、先般も申し上げましたけれども1,400メートルしかありません。この距離の大きさというのは、人命救助に対する非常に短縮化という意味では本当にありがたいなというふうに思っております。また、このような市長の英断、それに消防長、消防署長、いわゆる消防本部の幹部の皆様方の早急な、迅速な対応に感謝をいたしたいというふうに思うわけでありまして。

最近ではテレビ・マスコミ等で、全国的に公務員の不祥事というものが相次いでおります。相次ぐ飲酒運転による大惨事。先般も福岡市の22歳の市の職員が身勝手な理由から起こした大事故で、幼い3名の子どもが命が犠牲になるという、心から怒りを覚えるようなそんな事故が起きております。また大分県内でも、飲酒運転による事故が起きております。今こそ別府市の役所の皆さん、また幹部職員の皆さんも含めて万全な体制で取り組んでいただきたいというふうに思うところでございます。

私は以前にも市の職員の体制、先ほど先輩議員の原議員からも指摘がございましたけれども、私は職員の姿勢ということについて、以前、教育委員会の校長先生の退任のあいさつを引き合いに出してちょっとお話をさせていただいたことがあります。校長先生がやめるときに、私もPTAを6年間ずっとやっておりましてから、校長先生と、当時の先生とつき合いがあって、校長先生がやめるときに必ず言う言葉が、退任のあいさつで必ず「大過なく」という言葉を使うのですね。「大過なく教員生活を終わりました。校長生活を終わりました」というふうなあいさつをよくされるのを聞いていて非常に違和感を感じていました。というのが、やっぱり教員生活の最終のいわゆる締めといいますか、校長先生になって2年から3年ぐらい別府の場合はやるのでありますけれども、その集大成が校長という役職ではないのかなというふうに思っておりました。その中で、ただ教員の生活の中で校長の時代にこれだけのことを残しました、こういうことをやりましたというふうな姿勢があっていいのではないかとこのように思いましたし、今回この一般質問のやり取りの中である課長とも話をしました。例えば、いろんな議会でいろんな私たちが質問をします。そうすると提案をしたときに、課長にも2種類あるのですね。こういうふうな形でこういう提案をしたいのですけれどもと、ぬっとう、身を乗り出してくる課長と、ぱっと一歩引く課長がいらっしゃる。この課長さんにも申し上げたのですけれども、やっぱりいいものに対しては積極的に取り組んでいく。取り組んで、例えば自分の何々課の課長、課長の時代にこれだけのものをやった。部長の時代にこれだけのものをやった。これからいわゆる団塊の世代の方々が退職をしていくわけでありましてけれども、この課長、部長のいわゆる執行部の幹部の皆様方には団塊の世代の方々がかなりいらっしゃいます。この2年、3年の間にしっかりと自分の職歴の間に、これはおれが部長の間にやったのだというぐらいの、やっぱりそれぞれの歴史を残していただきたいなというふうに私はいつも思っております。

そういった意味で今回この鳴川の問題についても、6月に提案させていただいたので、

来年の6月ぐらいまでに何とか実現したいな、こういうふうに思っておりました。ところが、6月議会が終わった途端に消防長、それから消防署長が盛んにいろいろ私のところに「こういうふうにやっています」ということで随時御報告をいただいております。その対応については敬服をしているといいますが、すごく対応が早いなという、ふだん遅いというわけではないのですけれども、早いなというふうに思って、非常に感服をいたしております。ぜひこれからもそういう姿勢を貫いていただきながら、このことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、教育委員会について質問をさせていただきます。

初めに、中学校の部活の問題から入りたいと思いますが、この部活の問題については、以前からも何度か取り上げさせていただきましたけれども、遅々として進まずみたいなことがあったのですが、今回、非常にそのお話をする中で、ちょっと質問しない間に大分進んだなという感じもしております。少子化の中で部活そのものの数も、また先生方の専門的な指導できる顧問の先生も少なくなっているという状況がある中で、たまたま例えば野球部、中学校の野球部であれば野球を教える技能を持っている先生がいらっしゃればいいのですけれども、その先生がいなくなってしまうともう野球部の指導ができない。そうすると部活はありますが、だれかしてくれんかなというふうな形で充て職のような形で先生が担当に、顧問につくというふうな現状があるやに聞いております。そうすると非常に部活そのものの運営も厳しくなるし、子どもたちが、特に私はずっと少年野球でやってきたから、やっぱり野球を知らない監督とか先生にはやっぱりついていけないのです。野球にしても何にしても、特に試合運びというのがあって、いろんな技術的な面がありますので、それがわからない先生がつくと非常に子どもたちもついていけないというふうな現状があります。そういった意味で、部活については前々から外部の指導者を入れたらどうかというふうな形で私も提案をさせていただいております。

これは東京都の事例であります。今回規則の改正ということで、東京都は部活の活性化を目指してというふうなことで、現状的に東京も大分も規模の違いはありますが、希望する部活・クラブがないとか顧問の教員の先生がいないとかいうふうな、これは共通の課題でありまして、そういうふうなことで、いわゆるそういうところから外部の指導者を学校が受け入れるというふうなことが、今までは規則上あいまいであった部活の位置づけというものがなかなか明確ではなかったというふうなことから、規則の改正をして、学校外の者にも部活動の指導者、指導者業務（顧問）を委嘱することができるというふうな項目と、これは外部指導者の導入を認めたものであります。また第2に、学校外の施設を活動の拠点とする部活動を設置することができる。学校以外の施設でも部活動をやることのできる。こういうふうな二つのいわゆる条例の追加といいますが、規則の追加をして、いわゆる廃部寸前の部活にも希望が出てきたという、こういうふうなことがあります。

以前、私も外部の指導者を入れたらどうかというふうな形で提案させていただいたのですが、その当時はいらっしゃらなかったのですけれども、今、各中学校の部活の実態を見させていただくと、6名の外部指導者が今中学校に入っております。この外部指導者の導入をしておりますが、この際の基準について説明を願います。

○学校教育課長（辻 修二郎君） お答えいたします。

外部指導者の基準ですけれども、特に基準というのは今はございません。学校長の判断で指導をお願いすることができます。

なお、外部指導者の方には次のようなことを御理解いただいております。部活動は、学校教育活動の一環として行っている、このことを御理解いただいて、学校と十分連絡をとりながらしていくということで、部活動外部指導者の理解を図って学校が推進しているということです。

○ 15番（堀本博行君） それでは、この外部指導者への報酬はどのようになっていますか。

○ 学校教育課長（辻 修二郎君） お答えいたします。

この外部指導者につきましては、県教委の事業の一環として運動部活動外部指導者活用事業により、毎年別府市でいえば3名から4名の方に、1人年間10万円程度の謝金をお渡しするようになっております。

○ 15番（堀本博行君） 今のその課長の答弁の中で、運動部部活外部指導者活用事業という言葉が出ましたが、これもどういうふうな形なのかなという形で、私も県の方から資料をいただきました。その中で課長が今おっしゃった外部指導者については、特に基準はありません、学校長の判断、いわゆる裁量権でというふうなことなのでしょうけれども、現実的にはこの部活の指導者活用事業実施要綱というのがありますが、これは勝手にやれるような事業かなというふうに思います、これを見たときに。県の枠も決まっていますし、委嘱状の交付式並びに研修会等々というようなことも載っていますし、この枠も平成18年度の分については人数なのでしょう、別府市が1年間の契約できる人数が5名、2年間連続が3名、計8名というふうな枠になっていますが、今現実に別府市には6名の指導者が入っていらっしゃいますが、先ほどの報酬のお話をお尋ねしたときに、3名から4名と非常にあいまいな数を言っていました、別府市に今6名の指導者がおります。この6名には報酬が全部行ってないのかな。この運動部の部活についても、外部指導者については特に規定はございませんという答弁ですけれども、その辺はそれでいいのですかね。その辺のちょっと整合性、全然かみ合わないというか、その辺はどうですか。

○ 学校教育課長（辻 修二郎君） お答えいたします。

まず1点目の人数が若干合わないという御指摘ですけれども、県の事業としましては、現在別府市には4名いわゆる枠組みとしていただいております。そして、その4名は正式に各学校、いわゆる学校に配置をしておりますが、あと2名については、学校長からいわゆる独自で外部の指導者をお願いしている。またそれについては報酬は今のところございません。

○ 15番（堀本博行君） 基準についても、例えばその外部指導者の方々が、こんな事業要綱の中を見ますと、外部指導者にも保険を掛けるというふうなことにも載っていますから、やっぱりきちとした形でやらなければ、例えばその外部指導者の方でも、やっているとときに事故を起こしたときにその補償はどうするのかというふうな問題もあるでしょう。だからこういうきちとした数で市としての、いわゆる実施していることについて、それ以下のものであれば県のことにしても非常に対応が必要なのでしょうけれども、例えば外部指導者をこの数からいけば8名別府市は導入できるというふうな形で、報酬も出しますよというふうになっていますから、ぜひそういうふうな形で研修会もちゃんと受けていただいて、正規な形でやった方がぜひいいと思いますし、これから先、部活についてはやっぱり別府市としての方針をしっかりと明確にこれから先打ち出していただいて方向性を明確にしながら、場当たりに担当の先生がおればやれる、いなければもうだめになるみたいな、こういうふうな部活の方針では、子どもたちがちょっとかわいそうだなという気がします。だから、ぜひその辺は明確な方向性といいますか、しっかりと出していただきたいというふうに思っております。

もう一つですね。この一覧表を見させていただきました。特に中学校が8校、東山を入れて8校ありますが、この東山が部活が、これは打ち合わせのときに、「東山は部活は何」と言ったら、「卓球です。卓球しかないです」と言われましたけれども、では東山には体育館はないの、運動というかグラウンドはないの、プールはないのかというふうな、こういうふうなことからいけば、卓球台があるから卓球部だけ入っておけみたいな、こう

いうのではなくて、やっぱりもっと丁寧に、人数が少なければ少ないほど、例えばいろんなほかにも陸上、バレー、バスケ、ソフト、水泳、柔道、剣道、サッカー、サッカーは無理でしょうけれども、例えば団体競技は無理でしょうけれども、個人競技については対応していただきたいと思いますが、その辺はいかがですか。

○学校教育課長（辻 修二郎君） お答えいたします。

現在、卓球部以外には東山中学校ではされておりませんが、生徒の希望があれば練習場所や将来への見通し等を学校で十分検討していく価値があると思います。実施するような方向で考えていきたいと思っています。

○15番（堀本博行君） 要望が来るのを待つのではなくて、積極的に子どもたちにアピールをしていただきたいというふうに思います。ぜひ、今、課長が答弁した方向で進むようお願いをしたいというふうに思っております。

では、次にまいります。それでは次に、別府市誌の件についてちょっとお話を伺いたいと思います。

この別府市誌については、以前にもこの市誌ができた当時、いろんな提案もさせていただきましたし、大変な数の市誌とそれからCD-ROMができ上がったわけでありまして。当時も、この市誌はだれが売ると、どうやって販売するの。私なんかもともと営業マンの上がりですから、でき上がったものを残すというふうな発想がもともとないものですから、どのような形でこれをいろいろ拡販していくのかなと思ったところが、行政にはそういうシステムがないというふうなことで、なかなか大変な数が残っていますが、今どのくらい残っていますか。

○生涯学習課長（手嶋修一君） お答えいたします。

別府市誌の発行部数につきましては、本誌全3巻で1,500セット、CD-ROMで2,000枚発行しております。在庫部数につきましては、現在本誌で711セット、CD-ROMで1,533枚の在庫がございます。

○15番（堀本博行君） お聞きのとおりでございます。非常にいわば販売能力がもうないというふうなことなわけですけれども、現実的に今回その趣旨の問題で一部内容の誤りというものが指摘をされておりますけれども、今後はどういうふうになりますか、この問題について。

○生涯学習課長（手嶋修一君） お答えいたします。

別府市誌の掲載内容の誤りにつきまして指摘のあった箇所につきましては、時間がかかりますが、現在確認調査をしております。確認調査後につきましては、早急に正誤表を作成し、購入者に対して対応するとともに、在庫の市誌につきましては、正誤表を入れて販売に努めてまいりたいと考えております。

○15番（堀本博行君） この市誌については前も申し上げたのですが、私もこの編集委員の一人として3巻の一番最後に名前が載っておりますので、非常にこの今回の問題に胸を痛めるというまではいかないのですが、残念だなというふうな思いをしております。これも非常に、平成12年7月から立ち上げ、この編さん委員会というのを立ち上げて、そのときに当時充て職でなりましたのでありましようけれども、私も編集委員の一人として末席に名前を連ねさせていただいておりますが、当時、発刊委員会というのがあって、その委員長は「浜田市長（井上信幸）」という、こういう平成15年の境界のところでき上がったものですから、このような形になっているのです。当時の副委員長に清成宣明、首藤正、三ヶ尻正友という歴代の議長、それから委員に浜野弘という議長経験者がずっと名前を並べていらっしゃいますが、その中で私もこの毎回編集委員会に携わりながら、非常に途中から、平成13年ごろだったですかね、平成15年3月までにやり上げなさいみたいな、そういう通達というからお達しがまいりました。私も編

集委員会で余り専門的なことはわからんだけれども、この問題についてはちょっと待ってください、その市誌というのはそんなに慌ててつくるものですか。何でそんなに慌ててつくるのですか。平成15年3月末までというから、選挙の改選の時期なのですからね。そういうのはやめましょうよ。せっかくだからきちっとしたものをつくりましょうというようなことで、私も申し上げました、その当時。ところが、いやいや、もうそれは上からのお達しですからということで、非常にこの執筆者の先生方にも御迷惑をかけたといえますか、結局そうやって進んでいったのですけれども、平成15年7月までずれ込んででき上がったというふうな形であります。

ところが、でき上がって見た。いろんなところを調べてみますと、例えば福岡の柳川市なんかは20年かけて市誌をつくっておりますというふうに言っていました。大分県下でも大体、え、それだけですかという、期間でも、短いなといっても大体5年ばかりですよというふうな中で、うちが3年半という超短期でやり上げたという、こういうふうな実態があります。非常に先生方も県下に名だたる先生方が執筆をしていただいておりますし、この市誌については非常にこの問題で価値が下がるというようなことがあってはならないと思いますし、この市誌の執筆の先生に私もちょっと個人的にお世話になっている先生がいらっしゃるので電話で聞きました。「どうですかね、今回の問題」、「別に問題ではないのではありませんか。よくある話ですよ。むしろ正誤表をつくって、それをきちっと配布して、むしろ真実がわかったということで喜ばしいのではないですか」というふうなことを言っておりました。だから、そういった意味ではこのせっかくだできた市誌を若干の誤りがあるからといって、これが価値が落ちたとかいうふうなものでは私はないと思っています。そういう意味ではこの市誌の正誤表、速やかにつくっていただいて、特に別府市、まだまだ数を聞けば大変な数が残っていますから、ぜひ市報とかそういったもので正誤表をつけて、これは間違っているのではなくて、真実がわかったわけですから、簡単に言えば喜ばしいことでありますね。マイナーな気分でできた形では、もうこれはだめだということではなくて、これは立派な市誌なのだというふうな自信を持って販売に努めていただきたい。販売というか、そういうふうにしていただきたいと思っておりますし、別府市民の方一人一人に買っていただくためには、やっぱり市報で、例えば私なんか営業マンですから、プレミアムをつけて2割引とか3割引ですというわけにもいかないのしょうけれども、何かそういうふうな方法でつけて、この市誌の拡販に努めていただきたい。この価値が落ちないようにしっかりと体制を組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○生涯学習課長（手嶋修一君） お答えいたします。

議員さん御指摘のことを参考にいたしまして、正誤表を早急につくりまして販売に努めてまいりたい、自信を持って販売いたしたいと思っております。

○15番（堀本博行君） よろしく願いをしたいと思っております。

次にまいります。金銭教育についてということで上げさせていただきました。

この金銭教育というのは、特にお金のことについては、古来から日本、我々が小さいころから「お金のことには口を出すな」みたいな、「子どもは大人のことには口を出すものではない」というふうに、そういうようなことを言われておりました。またそういった意味合いではこれまではお金の云々というのは家庭の中のしつけ、しつけの一部として済まされておった傾向がございます。しかしながら、最近の状況を見ますと、子どもたちが大人になったときに、今非常に問題になっているいわゆるサラ金のグレーゾーンとか金利の問題とかが非常に国会でもいろいろ問題になっております。こういった状況の経済状況の中で、簡単に言えば財布の中にカードが1枚あれば買い物ができる。いわゆるカードで何でも買えていく。いつの間にか財布の中にはお金はないのだけれども、カードが何枚かずっと財布の中を占めていく。やがてはカードの枚数と同じような請求書が来たときに、自

分が大変なことをやったということに気がついて、それから法的な処理に入っていくみたいなどころがあるわけでありすけれども、結局、自分のお金と人のお金の区別、簡単に言えば、極論をすれば自分のお金と人のお金の区別がつかないというふうな形になってしまう。何でも買える。カードがあれば何でも買えるというふうな現状があります。そういう大人はカード地獄に陥ってしまう。カード地獄に陥ればどうなるかといったら、テレビでよくある借金地獄。テレビの留守番電話に借金取りからがあつと言われながら追い詰められていくという、こういう状況があります。あれはテレビの問題ではなくて、現実的には別府の中にもそういう人たちがかなりおります。カード地獄の中でも全国的にはいろいろないわゆる多重債務者と言いますが、その多重債務の方々が200万人ぐらいというふうなことに言われております。全国的に昨年が20万人の一般市民が、いわゆる自己破産という手続きに入っているという、こういう現状であります。

また最近、携帯電話でキャッシュレス。先般、私、子どもと一緒に東京に行く機会があつて、キャッシュレス、地下鉄の駅に電話でぴつと通る人がおつた、私の目の前でぱつとこつ。電話をかちつとこつ何か押し、自分の電話をぶつとやってすつと、かちやつとあくのですね。初めて見ました。おお、あいたわという。携帯電話でも、これがキャッシュレスと言うのでしょけれども、現実的にいわゆるお金の管理、金銭管理というのは非常に難しくなっているというふうな状況があると思ひます。

またテレビの番組で「アイフル」かな、何かがちよつと摘発されておりましたけれども、かわいいタレントさんを起用したコマーシャルに乗せられて、過剰融資に追い込まれていくという人たちもかなりいるように聞いております。そういうふうな形の中で、私も周りにそういう多重債務で苦しんで相談に何人か乗つたこともありますけれども、そういう人たちというのは結局家族がばらばらになり、夫婦、家庭が離散、夫婦別れとか、金の切れ目が縁の切れ目みたいなところもあるわけでありすけれども、こういう事例が別府市内にもたくさんあります。

そういう子どもたちをつくらなために、金銭教育というのは、これは家庭内のしつけではもうやっていけないというふうなところまで私は来ていると思つております。そういう意味ではお金の大切さ、それはもちろんですけれども、例えば保証人になる怖さ、こういうのは学校では教へません。家庭でもそうそうそんな保証人、私が保証人になってちよつとかぶつてなみたいなのも余りいませんから、そういう意味では保証人になる怖さとか多重債務の怖さとかいうふうなものを、学校の現場でいろんな形でやればいいなというふうに思つております。これからいわゆる子どもたちの社会そのものにこういうお金、金銭に対して人間をだめにしていく要素がいっぱいはらんをしております。そういう意味でも、学校現場でこういうものの金銭教育というものをしっかりと総合学習等々を利用しながらしていただきたいと思つたのですけれども、その中でちよつと質問をさせていただきますが、市内の小学校で金銭教育というふうな取り組みをやつてきたことがあるかどうか。もう一つ、金銭教育の研究指定校制度というのがございますけれども、これはどのような制度なのか。またこの制度を利用して金銭教育に取り組む考えはあるのかないのか、この三つ、お答えください。

○学校教育課長(辻 修二郎君) お答えいたします。

三つの御指摘がありましたけれども、1点目からお答えしていきたいと思ひます。まず初めに、別府市で金銭教育をしているのかということですが、直接に「金銭教育」という言葉は使つておりませんけれども、小学校5、6年及び中学校では、金銭の計画的な使い方を考え、適切に買い物ができるようにすること、販売方法の特徴や消費者保護について知り、適切な選択・購入及び活用ができることが学習指導要領で定められており、その実施については各学校年間計画で位置づいております。

2点目につきましては、金銭教育研究指定制度とは、児童・生徒、もちろん幼児もですが、幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、金銭や物に対する健全な価値観の養成を目的として、大分県金融広報委員会が学校を指定して研究及び実践を支援している制度です。研究指定校に対しましては、金銭教育に関する資料を提供したり、金銭教育を専門とするアドバイザーを無償で派遣したりしております。最近では国東市立熊毛小学校が平成17、18年度の2年間の指定を受けております。

3点目の、この利用についてですけれども、金銭教育研究指定校制度の利用については、学校と十分協議しながら検討してまいりたいと思っております。

○15番(堀本博行君) ぜひ、こういう子どもたちを社会に送り出す、とにかく子どもたち、自分の子を見てよく思うのですけれども、子どもたちが大人になるのは、もうあつと言う間になっていくわけでありまして。そういったときに、できるだけこういうふうなものに巻き込まれないためにも、いろんな角度でこの金銭教育というものを実施していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次にまいります。音楽療法について質問をさせていただきたいと思っております。

これも相当前から、質問をさせていただいております項目の一つであります。これまた遅々として進まずという中の一つでありますけれども、この音楽療法については細かくは、これで私4回目ぐらいになります。以前、伊南保健医療課長の時代にもやらせていただきましたし、その次の伊藤課長のときにもやらせていただきまして、今度、現在の課長さんにも質問をさせていただくわけでありまして、まず課長の音楽療法の導入についての考えはどのようなお考えをお持ちですか。答弁ください。

○保健医療課長(宮田博仁君) お答えいたします。

音楽療法とは、音楽を使って心の豊かさや健康を回復することを援助することと理解しております。

○15番(堀本博行君) 簡潔な答弁を、ありがとうございます。今、大分市ですずっと立ち上げてやっているのでありますけれども、音楽療法士というのは非常に難しい国家試験であります。大分市のように音楽療法指導員の方々を養成しながら、各施設に派遣をしているわけでありまして、大分市のような形で実践をする気持ちはございますか。

○保健医療課長(宮田博仁君) お答えいたします。

音楽療法は、市内でも病院や施設などにおいて介護予防や心身の障害の回復等に効果的に活用されております。病気の治療のみでなく、健やかで心豊かな人生の形成にはもっと身近に音楽療法を感じる必要があると思っております。

○15番(堀本博行君) 別府市で、音楽療法を取り入れる考えはございませんか。

○保健医療課長(宮田博仁君) お答えいたします。

音楽療法の実践養成講座につきましては、社会福祉協議会と協議をいたしましたが、実施にはまだ至っておりません。他市の実施状況を見ますと、予算面のほかに指導員の資格や活動先の問題点、認知度の低さが課題と聞いております。養成講座につきましては、さらに検討する必要があると考えております。

○15番(堀本博行君) 課長、答弁がかみ合っておらん。よく見なければ、原稿を。

(笑声) 全然かみ合っていない。

具体的に別府市としては、ではどういうふうな形にするのですか。

○保健医療課長(宮田博仁君) 具体的には健康教室等に音楽療法を取り入れまして、身近に触れる場所づくりから始めたいと考えております。

○15番(堀本博行君) 要するに課長、音楽療法を一步進めるのに具体的に、具体的にどのようなことを考えておりますか。

○保健医療課長(宮田博仁君) 先ほどもちょっとお答えいたしましたように、具体的に

は健康教室等に取り入れていきたいと考えております。

○15番(堀本博行君) もういい、わかりました。(笑声) 一步でも二歩でも進めるようによろしく。またこの問題はちょっと、できるまで私はやりますから、課長が変わってもやりますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次にまいります。5番目の犬のふん放置禁止条例についてを質問させていただきます。

この犬のふんについては、愛犬家の方には非常に申しわけないわけですが、特に私は毎日ほとんど朝6時過ぎぐらいから別府公園をずっと歩きます。そうすると芝生の、最近では公園の下の駐車場の芝生がきれいにばあっと刈られて非常に気持ちがいい。気持ちがいいのだけれども、あそこにやっぱりふんがぽんとあるのですな。私も掃除したいなという気持ちはあるのだけれども、なかなかできんのであります、この犬のふん。例えば別府公園の中を日曜日なんか天気のいい日に行きますと、中央の広場のところなんか犬がわあっと縦横無尽に走り回っておる。縦横無尽に犬は走り回るけれども、子どもは遊ぶところがないという、これはちょっと皮肉を言っておきますけれども、そういった中で犬を散歩させる方々の、これはモラルに任せている部分が非常にあります。最近ではよく犬を散歩させながらふんの袋を持ったりしながら、そういうふうにしていらっしゃるわけですが、(「持っているだけだ」と呼ぶ者あり)それかといって、ではふんがなくなるのかといえ、全然なくなるような状況にはありません。そういった意味では放置条例、禁止条例を制定することによって、これが一つの抑止力になるというふうなものもありますし、特に大分市の場合は、先般のテレビのニュースで放映されておりましたけれども、ばい捨て条例で職員が市内を巡回しておるときに注意したら、胸ぐらをつかまれたとかいうぐらいの、大した職員だなど私も思ひました。そのくらいやっぱりきちとした体制で臨んでいかないと、なかなかなくなるものではないのではないかなというふうな気がいたします。そういった意味ではこの問題について啓発活動もさることながら、どのような形で取り組んでまいりますか。

○環境安全課参事(阿南文明君) お答えいたします。

本市では、国際観光温泉文化都市としてふさわしい都市環境の形成を資することを目的といたしまして、別府市地域環境美化条例を制定しておりますが、空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻、放置自転車などが対象となっております、犬のふんについては対象になっておりません。しかしながら、大分県では美しく快適な大分県づくり条例第16条におきまして、動物のふん等の放置に対する措置が明記されており、県下での市町村が対応を受けることになっておりますが、余りに広範囲なため即座の対応に無理を生じていることが考えられます。このような状況を踏まえまして、県との連携を密にしていくか、あるいは本市の条例を全面見直し、または一部改正等を検討しているところでありますので、もう少し時間をいただければと考えております。

次に、ペットの飼い主に対する啓発であります、環境安全課では、春先に行われます犬の狂犬病の予防接種の際に簡単なふんの後始末グッズを配布して、マナーアップに努めております。また公園緑地課におきましても、市報の掲載やチラシを配布するなど、公園利用者に対し啓発活動を行っておりますが、まだまだ市民に浸透しているとは言えないと思われ、今後とも関係各課と協議し、公共の場所における啓発活動の充実を図り、環境美化に努めてまいりたいと考えております。

○15番(堀本博行君) そういう大分県の云々というふうなことがありましたけれども、これがあっても絵にかいたもち、そういうものがあっても。だから実際的には一番いいのは、さっき答弁の中でありましたけれども、条例を制定して抑止力になるようなことをきっちり看板に書く。例えば別府公園に、ありました、こんな小さい看板で、「ふんを持ち

帰りましょう」とというような小さい看板がいつの間にか倒れておる、いつも。そういうふうな看板ではなくて、きちっと条例を制定して、例えば罰金1万円ですよというふうなことがきちっと明記されれば、きちっとした抑止力にもつながります。それでその啓発活動にしても、この秋口また涼しくなります。土・日、別府公園にいっぱい人が来ます。犬もいっぱい来ます。そういった中に腕章でもして職員の皆さん方が、「ふんを持って帰ってくださいよ」というぐらいのやっぱり啓発運動みたいな形で、ああ、職員は頑張っておるなというふうな形でぜひ体制を組んでいただきたい、このことをお願いしたいと思います。

次にまいります。次に、東別府の駅下の信号機についてということでございます。

これも今、別大国道の拡幅が進んでおります。もうそろそろ東別府に近づいて、かなり工事が進んでおりますが、これは私も前から、私もあの限界で育った人間ですから、非常によく状況はわかるのですけれども、特に大分からずっと東別府に入りますと、東別府の下から、私はたまに東別府の中央線の右にお友達がおるのです。商売しておる友達もおるのですけれどもね。その人たちからよくお話を聞くのだけれども、そこに行くためには、例えば東別府からあそこは非常に込み入った、東別府の旧国道から来るのと国道10号と右の、いろいろあるわけです、道が。私なんか信号のちょっとした瞬間を見てぴっと右に曲がるのだけれども、普通の人には曲がり切りません、特に女性の方とかね。というふうなことで非常にあそこの信号機を曲がり切らん。そうするとどこまで行かなければいかんかという、浜町の出張所まで行かなければいかん、右に曲がるためには。それまで右折するところがないのだ、ずうっと。それで課長だったかな、「議員さん、あれ、右に途中からぴっと行けますよ」なんて、非常に危ない指導を私にさせていただきましたけれども、あんなことをしていたら事故を起こします。

あそこのところに右折の矢印かな、あれがちょっと何秒間かでもできるとかなり違うのだがなというふうな思っておりました。あそこの信号を経験した人はわかるのですけれども、非常に危ない箇所の一つです、右に曲がるときに。ぜひ右折に、これは県警になるのでしょうかけれども、矢印信号ができればいいなと思いますが、いかがですか。

○環境安全課長（甲斐敬造君） お答えいたします。

早速現地に行ってみました、確かにすごい車の量でございました。信号機の設置につきましては、これは今も言われましたけれども、警察の管轄になっております。また信号機の種類につきましては、通常の信号機や時差式や矢印が出るような、そういう種類がございますが、交通量を基本としてつくられて決められているようでございます。

御指摘の場所ですが、早速警察署の方に、交通課の方に出向きましてお話をしてきました。交通課でも現地に行くというようなことでありますので、今後とも協議をしてまいりたいというように考えております。

○15番（堀本博行君） ぜひ改善方、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問になります。山家地区の生活道路についてでございます。

これも前々からちょっと要望して、遅々として進まずの中の一つでございます。これは先般、別府挾間線の話が出ました。これはテレビ等で報道されておりました。当初、平成18年から19年完成予定というふうな形でありましたけれども、これが最近の話で平成20年後半というふうな、また10年かという非常に驚きのお話が出ておりました。そういって、あそこのいわゆる別府挾間線がおりてくれば、両脇に取りつけ道路が浜脇中学のプールの下につくというふうなこともありましたので、ずっとあれができれば大分山家の方々も違うのかなというふうな思っておりましたが、これがまた10年先というふうな形で延びましたので、この質問をまたさせていただくことにしました。

今、御案内のとおり山家地区というのは東別府の国道10号からの高架線、この高架線、

それと東別府駅の下のトンネル、それともうちょっと浜脇3丁目寄りに行きますと踏切があります。この踏切を余り渡る人はいないのですけれども、非常に危険な踏切があります。山家に戻るにはあの道しかないのです。それで、特に私は1期生のころ、あそこの高架線のところを、あそこをもっと広くしてくれ、何とかならんかといって、よく議会で言うたびに、今、友永部長がまだ環境安全課長だったときに、あそこにカーブミラーを2枚つけてくれました。覚えていますか、部長。つけてくれた。信号用と人が見えるようにカーブミラーをつけて、「もうこれしかできんのですわ」というふうに言って、あのときに妥協した思いがあるのですけれども、あれから実際、もうちょっとトンネルを広げてくださいというような要望もした。「できません」、建設部長が当時は「できません」という答弁でございました。ところが、よく見ると中央葬儀のところいきちとした人だけ通れるようなトンネルができておる。あそこができて、何で山家はできんのかなという素朴な疑問があったわけです。それでいろいろ話を聞くと、技術的にはもう可能になったのでしょようみたいな話になったわけでありますが、例えばあのトンネルにしても、我々、私は170ちょっと切るぐらいなのですけれども、まともに頭をがんと打つようなトンネルです、あそこは。そういうトンネルと、あとはその高架線のあの二つ。これが主な生活道路であるのですけれども、もうちょっと例えばそのトンネルを少し大きくするとかいうふうなことはできんのかなというふうに思って、今回はこの質問をさせていただいておるわけですが、中部中学通りの中央葬儀のところ、あのような形のものはできんのですかね。

○土木課長（松本 正君） お答えいたします。

山家地区と浜脇地区を結ぶ3カ所の通路の現状を調査いたしました。東別府駅南側山家のガードは幅員3.4メートルで高さ制限2.3メートル、延長は8メートルとなっております。車1台が通れば歩行者は危険を感じる状況であります。東別府駅下の浜田川のトンネルは、トンネル内に浜田川と歩道があり、歩道の幅員は1.9メートルで高さは円形アーチ構造のためゼロから1.9メートルで、歩道の中央部では1.8メートルの高さとなっております。歩行者は頭を打たないように首を傾けて通行している状況で、延長は24メートルとなっております。東別府駅北側の踏切は幅員1.2メートルと狭く、延長は12メートルとなっております。いずれの通路も歩行者にとって安全面・通行面に問題のある通路と改めて認識をいたしました。

そこで、東別府駅下の浜田川のトンネルを拡幅して、歩行者に安全な通路の確保との議員の御指摘でございますが、このトンネルの上は東別府駅の構内でプラットホームとなっており、列車が停車いたします。また駅構内となっているため、信号や通信ケーブルが線路の下に通常の箇所より多く埋設されていると考えられることから、今後JR九州とトンネルの拡幅について構造的・技術的に可能かどうか検討・協議を行ってまいりたいと考えております。

○15番（堀本博行君） 技術的に可能かどうかというふうなことでありますけれども、ぜひ。あそこがかなり拡幅されて大きくなれば、安全な生活道の確保というようなことで本当に安全に通行できるというふうに思っております。ぜひ前向きに進めていただきたいことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永井 正君） これをもって一般質問を終結いたします。

次に、日程第2により、議第88号平成17年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成17年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。（「休憩」と呼ぶ者あり）

休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後1時58分 再開

○議長（永井 正君） 再開いたします。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 大変失礼いたしました。ただいま上程されました議第88号は、平成17年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成17年度別府市各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

何とぞ御審議の上、よろしく願いをいたします。

○議長（永井 正君） 次に、監査委員から、一般会計並びに各特別会計決算に対する審査意見の報告を求めます。

○監査委員（櫻井美也子君） ただいま上程されました議第88号平成17年度別府市一般会計・各特別会計の決算につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

平成17年度の一般会計及び各特別会計の総計決算は、歳入931億2,787万8,000円、歳出912億6,020万4,000円で決算されております。一般会計・各特別会計相互間で行われた繰入金・繰出金を控除いたしました純計決算額では、歳入881億8,759万5,000円、歳出863億1,992万1,000円で、歳入歳出差し引き額は18億6,767万4,000円の黒字決算となっております。

なお、この純計決算額を前年度と比較いたしますと、歳入は2.2%、歳出は2.5%、いずれも減少いたしております。

次に、歳入歳出差引額から翌年度繰り越し事業に係る繰り越し財源を差し引いた実質収支について見ますと、一般会計及び特別会計の実質収支の総額は17億2,371万3,000円の黒字となっております。内訳は、一般会計では4億2,263万4,000円、特別会計では13億107万9,000円とそれぞれ黒字となっております。本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、2億546万2,000円の黒字となっております。

次に、平成17年度普通会計の財政指数を前年度と比較してみますと、財政力指数は0.619で0.012ポイント、公債費比率は8.6%で1.6ポイント改善されておりますが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.5%で2.4ポイント上昇しております。

以上、決算審査の内容につきまして概略を申し上げましたが、経済の現状は全国の都市圏では緩やかな景気回復が言われてはいるものの、本市では依然として厳しい経済状況が続いております。今後の財政運営におきましても、歳入面では国の改革に伴います地方交付税などの収入の減少や、歳出面では年々増加しています扶助費等義務的経費の増加や行政需要の多様化などに伴い、一段と厳しい財政運営を強いられることが予想されます。そのためにも、限りある財源をもって重点的かつ効率的な行政運営を遂行することが求められますので、なお一層職員の意識改革を図るとともに、現状の組織や業務内容を十分精査し、コスト意識を持ち、費用対効果を図りながら、さらなる経費の節減・合理化を図り、財源の確保と財政の健全化に努められますよう強く要望するものであります。

終わりに、審査に付された決算諸表は、関係法令の規定に準拠して調整され、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と正確に符合し、適正なものと認められたところであります。

平成17年度決算の内容等詳細につきましては、お手元に配付いたしております「決算審査意見書」により御了承賜りたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果についての報告といたします。

○議長（永井 正君） 以上で、議案に対する提案理由の説明及び一般会計並びに各特別会計決算に対する審査意見の報告は終わりました。

これより質疑を行います。（「動議」と呼ぶ者あり）

○6番（萩野忠好君） 私は、この際、特別委員会設置に関する動議を提出いたします。

上程中の議第88号平成17年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成17年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定については、その内容が広範多岐にわたるところから、質疑を打ち切り、その審査のため決算特別委員会を設置し、これに付託して重点的に審査を行うこととし、その委員の数及び人選については議長に一任することの動議を提出いたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（永井 正君） ただいま、6番萩野忠好君から、議第88号平成17年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成17年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定については、その内容が広範多岐にわたるところから、質疑を打ち切り、その審査のため決算特別委員会を設置し、これに付託して重点的に審査を行うこととし、その委員の数及び人選については議長に一任する旨の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、6番萩野忠好君提出の動議は、可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置され、議長に一任されました決算特別委員会の委員の数は9名とし、

1番	樋口	太君
4番	国実	久夫君
5番	麻生	健君
9番	黒木	愛一郎君
10番	平野	文活君
13番	野口	哲男君
19番	清成	宣明君
26番	原	克実君
29番	首藤	正君

以上9名の方を御指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上9名の方を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。明日12日から14日までの3日間は、委員会審査等のため本会議を休会とし、次の本会議は、15日定刻から開催したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、明日12日から14日までの3日間は、委員会審査等のため本会議を休会とし、次の本会議は、15日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時08分 散会